

## 平成 17 年第 3 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成 17 年 3 月 1 日 ( 火曜日 ) 午前 10 時開議

- 第 1 日程第 1 認定第 3 号 平成 16 年度仙南村一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 2 町長の施政方針説明
- 第 3 陳情・請願
  - 請願第 2 号 食料自給率の抜本的向上を求める請願
  - 請願第 3 号 米価暴落の異常事態に関する請願書
  - 陳情第 1 号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情
  - 陳情第 2 号 安心して子どもを産み育てていけるように現在の乳幼児医療費助成制度の維持を求める陳情書
  - 陳情第 3 号 公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」(官民競争入札)の反対を求める陳情書
  - 陳情第 4 号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」反対を求める陳情書
  - 陳情第 5 号 確実な税源移譲、交付税の拡充による自治体財政の確立、公務・公共業務を後退させる「市場化テスト」反対、地域経済等に悪影響を及ぼす「給与見直し」に反対することを求める陳情書
  - 陳情第 6 号 「乳幼児医療費無料制度」に自己負担を導入せず現行制度の継続を求める陳情書
  - 陳情第 7 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情
- 第 4 議案第 20 号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 21 号 美郷町振興基金条例の制定について
- 第 6 議案第 22 号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 23 号 美郷町立幼稚園授業料徴収条例の制定について

- 第 8 議案第 2 4 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 2 5 号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 2 6 号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 2 8 号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 2 9 号 六郷町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の廃止について
- 第 1 4 議案第 3 0 号 町道の廃止について
- 第 1 5 議案第 3 1 号 町道の認定について
- 第 1 6 議案第 3 2 号 町道の変更について
- 第 1 7 議案第 3 3 号 市町界の変更について
- 第 1 8 議案第 3 4 号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 第 1 9 議案第 3 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 0 議案第 3 6 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 1 議案第 3 7 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 2 議案第 3 8 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 3 議案第 3 9 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 2 4 議案第 4 0 号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 4 1 号 平成 1 6 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号
- 第 2 6 議案第 4 2 号 平成 1 6 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 2 7 議案第 4 3 号 平成 1 6 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 8 議案第 4 4 号 平成 1 6 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（４４名）

1番	福田	守君	2番	煙山	多三郎君
3番	佐々木	順吉君	4番	鈴木	一君
5番	村田	薫君	7番	谷屋	誠市君
8番	田口	繁男君	9番	中村	利昭君
10番	吉野	久君	11番	小田	長輝一君
12番	泉	繁夫君	14番	武藤	威君
15番	高橋	猛君	16番	戸澤	勉君
17番	久米	章弘君	18番	高橋	隆治君
19番	泉谷	理毅男君	20番	伊藤	福章君
21番	熊谷	良夫君	22番	齊藤	新一郎君
23番	森元	利漠君	24番	泉	美和子君
25番	高橋	正治君	26番	山田	鐵之助君
27番	高橋	福松君	28番	藤田	亥左夫君
30番	高橋	久男君	31番	森元	淑雄君
32番	武藤	健君	33番	永井	久雄君
35番	佐々木	正君	36番	佐藤	倉一君
37番	中村	美智男君	38番	戸沢	藤一君
39番	佐藤	時夫君	40番	斉藤	正衛君
41番	深沢	義一君	42番	澁谷	俊二君
43番	飛澤	龍右工門君	44番	杉澤	隆一君
45番	半田	秀雄君	46番	竹村	由広君
47番	伊藤	光明君	48番	後松	一成君

欠席議員（４名）

6番	小西	文男君	13番	大久保	伸一君
29番	若畑	文英君	34番	熊谷	隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田	知己君	町長公室長	小原	正彦君
町長公室参事	高橋	薫君	総務課長	二藤	誠祥君

企画課長	山内英世君	企画課参事	渋谷陽嗣君
税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
住民生活課参事	右谷康一君	総合サビ課長 (六郷庁舎)	坂本昇君
総合サビ課長 (千畑庁舎)	中野弘君	総合サビ課長 (仙南庁舎)	森川福蔵君
福祉保健課長	樋場雄一君	福祉保健課参事	辻一志君
農政課長	深澤廣君	農政課参事	照井智則君
商工観光課長	小林宏和君	商工観光課参事	齊藤民一君
建設課長	照井一夫君	建設課参事	藤原茂夫君
国体準備室長	渋谷喜一君	国体準備室参事	高橋辰巳君
出納室長	大澤薫君	農業委員会会長	星山正美君
農業委員会 事務局長	出雲征夫君	教育委員長	清水猛君
教育長	高橋福雄君	学務課長	飛澤明則君
学務課参事	水戸コウ君	社会教育課長	小松清君
社会教育課参事	深澤強君	社会教育課参事	高橋恵一君
幼児教育課長	泉谷隆雄君	幼児教育課参事	鈴木隆君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

---

開議の宣告

- 議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（後松一成君） 日程第1、認定第3号 平成16年度仙南村一般会計及び特別会計決算の認定についてを上程し、議題といたします。

朗読をいたします。事務局長。

（事務局長朗読）

- 議長（後松一成君） それでは、歳入第1款から順次説明を求めます。
- 税務課長（深澤章一君） それでは、第1款村税の説明の前に一つ訂正箇所がありますので訂正のほどを願いたいと思います。

1項1目1節の現年課税分ですけれども、備考欄でございます。3行目の特別徴収分、「6～3月」となっているところを、「6～10月」に訂正願いたいと思います。

それでは、1款のご説明を申し上げます。村税全体の収入済額ですけれども3億7,425万1,726円ございまして、収納率は80.87%となっております。昨年同期と比べまして調定額で1,789万8,000円、収入済額で923万4,000円、それぞれ増額となっておりますけれども、収納率の方では0.92%確保してございます。

村民税のうち法人分の増収が目立ちまして昨年同期と比べまして収入済額で約900万円多く収入されております。

固定資産税のうち、純固定資産税分につきましては収納率83.93%で昨年同期と比べまして2.31%確保してございます。

12ページになります。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますけれども、この未納分につきましては日本郵政公社の分でございますして新町において12月収入されておるのでございます。

3 項軽自動車税の収納率でございますけれども 98.06%で、昨年同期と比べまして0.25%確保しております。

4 項村たばこ税でございますけれども、昨年同期と比べまして収入済額で約 310万円多く収入されております。

13ページの6 項入湯税でございます。これにつきましては6 万 7,221件分で、昨年同期と比べまして約 2,400件減少してございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 地方譲与税についてご説明申し上げます。譲与税の総額が 3,685万4,000 円でございます。

所得譲与税、これはそのうちの 70万 3,000円、自動車重量譲与税につきましては 2,161万2,000円、これにつきましては決算後の収入見込みがあります。

地方道路譲与税 82万 9,000円、これについても決算後の収入見込みがあります。

利子割交付金 95万 3,000円でございます。これも決算後の収入見込みがあります。

配当割交付金、これにつきましては15万 4,000円、これも決算後、収入見込みがあるものでございます。

5 款につきましては収入なしでございます。

6 款の地方消費税交付金、これにつきましては 3,806万 9,000円、これにつきましても決算後の収入見込みがあるということでございます。

7 款自動車取得税交付金、これにつきましては次の16ページですけれども、950万 7,000円、これにつきましても決算後の収入見込みがございます。

地方特例交付金、これは 1,116万円でございます。これは既に収入済みであります。

地方交付税、これにつきましては普通交付税の分、13億 5,307万 2,000円でございます。これにつきましては普通交付税分ですけれども、この後、普通交付税の決算後の収入見込み、それから特別交付税の決算後の収入見込みがあります。

10款交通安全対策特別交付金、これは 100万 8,000円、これも決算後の収入見込みがある予定であります。

○農政課参事（照井智則君） 11款 1 項 1 目でございますけれども、県営上深井地区土地改良事業の受益者分担金で事業費の15%となっておりますが、新町での収入となります。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 2 項 1 目民生費負担金です。1 節は老人ホーム入所者3 人分でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 2 節の保育料負担金でございますが、これは保護者の保育料負担

分でございます。収入未済額がございますが、これは合併の関係で10月分のデータ移行がスムーズにいかなかったということによってこのようになっておりますが、実際には納入になってございます。

3節学童保育でございますが、これは17年分の保護者の負担金でございます。

4節につきましては学校健康会の掛金でございます。

その下の1節も同じでございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 12款1項1目1節雁の里健康センター使用料でございますが、6万7,559人の利用がございました。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 19ページをお願いいたします。2目衛生使用料でございます。1節の火葬場使用料、これにつきましては利用者の使用料で歳出の葬場使用料に充当されるものでございます。件数では57件になってございます。

2節墓地公園永代使用料につきましては村営墓地の使用料になってございます。3件でございます。

○農政課参事（照井智則君） 同じく3目農林使用料の1節でございますけれども、これは環境改善センター使用料で利用件数が84件でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 2節カントリーパーク施設使用料でございますけれども、これはパークハウスの利用が32件ございました。

3節温泉多目的集会施設使用料でございますが、これにつきましては2,965人の利用がございました。

○建設課長（照井一夫君） 4目でございます。これは村管理の住宅34戸の使用料でございます。

2節、これは東北電力等の支柱の占用料でございます。

○国体準備室長（渋谷喜一君） 3節総合体育館使用料です。これは新町において収入になるものですが、新総合体育館リリオスの収入はございませんでした。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 5目1節でございますが、幼稚園の授業料でございます。10人分です。収入未済額がございますが、これは1年分の調定をした結果でございますして新町で納入になるものでございます。

○社会教育課長（小松清君） 2節、3節、4節についてはそれぞれ体育館の使用料、村民プールの使用料、公民館の使用料でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 5節雁の里施設使用料でございますけれども、これはバンガロー、キャンプ場で3,193人の利用がございました。

○総務課長（二藤誠祥君） 6目の行政財産目的外使用料、これにつきましては備考の欄に書いて

おる各施設の使用料でございます。この後、決算後収入見込みの分もあります。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2項1目1節戸籍手数料でございます。これにつきましては戸籍関係の手数料になってございます。

2節住民登録手数料につきましては、住民登録手数料の実績になってございます。

3節証明手数料につきましては、戸籍関係の証明手数料と税務関係の証明手数料になってございます。

4節の閲覧手数料でございますけれども、戸籍に関する閲覧の手数料、税務の閲覧手数料になってございます。

○税務課長（深澤章一君） 5節の督促手数料でございますけれども、これにつきましては412件分の収入でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2目衛生手数料1節墓地公園管理手数料でございます。これにつきましては112件の手数料になってございます。

2節は収入はございません。（「簡単に」の声あり）

○議長（後松一成君） なお簡単に説明願います。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3節は一般廃棄物、その他浄化槽等の許可証の証明手数料になってございます。

4節については狂犬病予防等に関する手数料になってございます。

5節も同様になってございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 3目1節手数料は1人分でございます。

1目民生費国庫負担金です。

2節は老人ホーム措置費に対して国から予算額の46%の歳入でございます。

4節は児童手当に対して国からの負担金で対象児童は467人でした。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 5節でございます。民間保育園入所分の11人分の国の負担金でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 26ページをお願いいたします。

3項1目2節自衛官募集事務委託金でございます。こちらにつきましては収入済、実績になってございます。

3節は外国人登録事務に関する委託金になってございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 4節は参議院議員選挙委託金でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 27ページをお願いいたします。国民年金事務費委託金でございます。



こちらにつきましては年金事務に關します事務の委託金になってございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 1目民生費県負担金です。1節は予算額のおよそ58%の歳入でございませう。

3節は県からの負担金でございませう。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 5節でございませう。これは保育所運営費の県の負担金でございませう。

○企画課長（山内英世君） 5節都市計画関係交付金でございませうが、これにつきましては事務交付金の8,000円でございませう。28ページです。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 2目一番下の6節保育園の補助金でございませうが、これはすこやか子育て支援事業補助金でございませう。ゼロ歳児3人、第3子以降26人でございませう。

次のページでございませう。7節はまだ未収入になってございませう。

○農業委員会事務局長（出雲征夫君） 31ページ、5目の1節であります。これは委員の報酬と職員給与に対する補助金でございませう。

○農政課参事（照井智則君） 32ページをお願いいたします。7節ですけれども、子供たちへの食の教育の推進事業のための補助で、県の補助率2分の1の補助金です。

同じく、3節でございませう。これにつきましては農業者農業団体が主体となった地域農業水田ビジョン実現のための平成16年度から新たに設置された補助金で、補助率100%でございませう。

3節でございませう。生産調整の指導や米の計画出荷を円滑に推進するための助成で、国が2分の1、県が2分の1の補助金でございませう。

33ページでございませう。64節、これは平成15年産の米価下落に対する認定農家への1割補填に対する助成で、補助率が3分の2でございませう。

○建設課長（照井一夫君） 6目でございませう。1節建築確認事務の取り扱いの収入でございませう。

2節でございませう。河川愛護会6団体に対します補助金でございませう。

3節でございませう。これはバリアフリーの事務交付金でございませう。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 34ページになります。1節でございませうが、これはすこやか子育て支援事業、幼稚園分10人分の補助金でございませう。

○税務課長（深澤章一君） 3項県委託金1目1節の県税徴収委託金でございませうけれども、これは6月と9月の2回分の収入でございませう。

○町長公室長（小原正彦君） 次に、3目の統計調査委託金でございませう。こちらは5統計に対する委託料でございませう。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 4節でございますけれども、人口流動調査に関する委託金でございます。

7節は公的認証関係に関する事務の交付金でございます。

2目の1節でございます。こちらにつきましては墓地関係の事務に関する交付金でございます。

○農政課参事（照井智則君） 同じく3目の2節でございます。有害鳥獣駆除の事務移譲に伴う交付金でございます。

○建設課長（照井一夫君） 36ページをお開き願います。2節でございます。これは国有地境界の確認事務交付金でございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 同じく36ページです。6目1節は母子寡婦の福祉関係の事務に対する交付金でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 続いて15款の財産収入1節の土地建物貸付収入分ですが、これは土地貸付収入2件、建物貸付収入2件分でございます。

2目利子及び配当金でございますが、基金預金利子、配当金利子につきましてはA B S、それから東北電力からの分でございます。

2項財産売り払い収入ですが、土地売り払い収入、これは3件分でございます。

2目物品売り払い収入、これは備品等消防ポンプ等の売り払い収入でございます。

15款の繰入金でございます。財政調整基金取り崩し、これが2億円、地域振興基金の取り崩しが4億2,100万円、それからふるさとづくり事業基金取り崩しが3億5,041万円、18款繰越金です。これは前年度繰り越し分でございます。

○税務課長（深澤章一君） 19款諸収入でございます。延滞金につきましては2件分の収入でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 2項村預金利子、これにつきましては村の預金利子ということで入っております。

○学務課長（飛澤明則君） 3項貸付金収入でございます。これは75名の貸付者に対する償還でございます。収入未済額は年度末までの収入になる見込みでございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 41ページです。3目の高齢者住宅整備資金は10件分でございます。未納が2件ほどございます。

4目は2件分でございます。

5目は同じく2件分でございます。

○税務課長（深澤章一君） 4項雑入でございますけれども、1節弁償金につきましては14件分の

収入でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 3目雑入、これにつきましては新規分の主なものを申し上げますと、43ページの下の方にありますが、合併事務局県職員派遣負担金、それから総合体育館竣工イベント入場料、これについてはこの後、収入されるということになります。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 44ページになります。5項1目1節でございますが、これは保育園の広域入所受け入れ分、2人の収入でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 20款の村債でございます。これにつきましては1目、これはこの後の決算後の借り入れとなります。

2目につきましては940万円、これは過疎債の繰越分でございます。

○議長（後松一成君） 以上で歳入の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

歳出に入ります。議会費1款から順次説明を求めます。

○総務課長（二藤誠祥君） 1款議会費、これにつきましては議会議員、それから職員の人件費等、それから議会運営に必要な通常経費でございます。不用額については新町で支払いするというものでございます。

2款総務費でございます。これは三役、職員の人件費と一般管理経費でございます。そのほかに出納窓口業務の経常経費が入っております。ここの不用額につきましても先ほど言いましたとおり新町で支出するというものでございます。

13節設計委託、15節の工事請負費については総合サービス課より説明させていただきたいと思っております。

○総合サービス課長（森川福蔵君） 1目一般管理費のうち総合サービス課関係についてご説明申し上げます。

13節、15節の施設整備工事ですが、これは合併準備事業費として支払っております。主な内容は役場庁舎、議場の改修、OAフロア、多目的トイレ等の施設工事を実施しております。

○町長公室長（小原正彦君） 同じく1目一般管理費のうち合併事務局関連の経費についてご説明申し上げます。50ページの13節負担金補助及び交付金のうち、負担金50万3,500円のうち400万円と、法定協議会負担金250万円、合わせまして650万円の合併協議会への負担金を支出してございます。なお、合併事務局の県派遣人件費負担金については新町において支出をするもので

ございます。

次に、2目文書広報費でございます。こちらは月1回発行の広報、月2回発行のお知らせ版、広報の折り込みはがき等々の費用、4月から9月までの分の支払いでございます。

- 総合サービス課長（森川福蔵君） 3目の財産管理費でございますが、これは庁舎の敷地及び庁舎の維持管理に要した経費でございます。

15節の主なものとは庁舎の玄関前の手すり設置工事、あるいは後三年飯詰駅前の駐輪場、電灯の設備工事、庁舎駐車場の舗装修繕工事等が主なものでございます。

52ページです。4目コミュニティ推進費でございますが、コミュニティの4施設の維持管理に要した経費でございます。主なものについては西部コミュニティの体育館の床調整工事、あるいは北部コミュニティの台所の改修工事を行っております。

また、ここで宝くじ助成事業として小型除雪機、屋外テント、放送設備器具を購入してございます。

- 企画課長（山内英世君） 5目電子計算費でございますけれども、これは電算のリース料等々の経費が主なものでございます。

- 総務課長（二藤誠祥君） 6目諸費についてご説明申し上げます。ここは行政協力員との連携にかかわる事業経費、それから大曲広域市町村圏組合の負担金経費がここに計上されてございます。不用額につきましては決算後の支出ということになります。

- 住民生活課長（鈴木四郎君） 54ページをお願いいたします。7目でございます。こちらにつきましては村の交通安全対策に要する費用になってございます。指導隊員の報酬、15節につきましてはカーブミラーの新設、それからその他点検等を行ってございます。

55ページをお願いいたします。8目の防犯対策費でございます。こちらにつきましても村の防犯対策に要する費用になってございます。指導隊員の報酬6名ほかになってございます。

15節の工事請負費でございます。こちらにつきましては防犯灯の設置を行ってございます。新設が36基、修繕等、その他行ってございます。

- 総務課長（二藤誠祥君） 9目管財費でございます。こちらにつきましては通信運搬費、それから消耗品、事務用品の経費でございます。

- 総合サービス課長（森川福蔵君） 56ページの10目車両管理費でございますが、これにつきましては公用車の維持管理経費でございます。

- 国体準備室長（渋谷喜一君） 11目の国体準備費ですが、国体準備に要した経費でございます。

15節需用費では国体啓発活動の国体だよりを発行してございます。国体視察といたしまして埼

玉県久喜市の方に職員が出張してございます。

19節負担金補助及び交付金ではバドミントン日本リーグ大会開催に係る委託料の支出でございます。

- 企画課長（山内英世君） 58ページをお開き願いたいと思います。企画費でございます。企画費の主なものにつきましては職員の人件費、それから閉村記念ということでポストカード、記念切手の印刷製本費、それから多目的健康増進施設整備工事の前払い金相当額を支払いしております。テニスコート、ゲートボールコート3面のものがございます。

59ページの村おこしを進める事業費ということになりますが、これにつきましてはジャズコンサートの開催、約1,500人の入場がありました。それから雁の里整備事業、パークゴルフの18ホールの広場1万3,924平方メートル、それから花ショウブ園の造成2,363平方メートル、それから公園内の村道交差点の改良舗装工事をしております。道の駅、高速バス停留所の設置に係る負担金を支出しております。

- 税務課長（深澤章一君） 60ページになります。3項徴税费でございますけれども、予算執行率は約47%で、不用額のほとんどは新町で支払い予定となっているものがございます。
- 住民生活課長（鈴木四郎君） 62ページをお願いいたします。4項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましては通常に行われます戸籍等に関する経費になってございます。
- 総務課長（二藤誠祥君） 5項選挙費でございます。1目が選挙管理委員会費でございますが、選管4名分の経費を計上してございます。

64ページの選挙啓発費、これにつきましては明るく正しい選挙推進協議会委員の経費でございます。

3目が村長選挙の費用、これは実績分によるものがございます。

4目秋田県知事選挙費につきましては準備経費でございます。それから第20回参議院議員選挙費、これについては実績によるものがございます。

- 町長公室長（小原正彦君） 66ページをお願いします。6項1目統計調査総務費でございますが、こちらは職員の人件費、それから統計事務経費でございます。
- 2目指定統計調査費でございますが、こちらは学校基本調査、商業統計、事業所サービス統計等々の経費でございます。

- 総務課長（二藤誠祥君） 67、68ページの監査委員費でございます。これは監査委員2名分の経費でございます。不用額につきましては新町で支出されるものがございます。
- 福祉保健課長（樋場雄一君） 68ページの1目社会福祉総務費です。主なものは職員の人件費と

各団体への補助金でございます。

70ページをお願いします。2目であります。主なものは13節シルバー人材センター事業として登録会員90名で、作業報酬額は684万円ほどになっております。また、紙おむつの支給は69人と、介護手当の支給は4名の方へ支給しております。

続きまして、72ページをお願いします。3目であります。主なものは20節の障害者の更生施設訓練等、または居宅生活支援に要した費用が主なものでございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 73ページ、3款1項4目老人福祉施設費でございますが、ユートピア雁の里温泉の施設維持費と社協職員2名の負担金支出が主たるものでございます。

5目健康センター施設費でございますが、これは15年度に繰り越し手続きいたしました温泉掘削工事の完成払いの工事費、それから温泉施設の屋上修繕工事等の工事費を支出してございます。そのほかには温泉施設の維持管理運営としまして人件費、需用費、保守点検委託料を支出してございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 75ページをお願いいたします。6目国民年金事務費でございます。これにつきましては国民年金事務に関する費用になってございます。

7目医療給付費でございます。こちらにつきましても村の医療給付に伴う経費になってございます。

76ページをお願いいたします。28節につきましては老人保健特別会計への繰出金になってございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 2項1目児童福祉総務費であります。福祉保健関係を申し上げます。主なものは19節で親子会活動費の補助金として48団体に交付しております。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 3目保育園費でございます。これにつきましては保育園の運営経費でございます。次のページにも入りますけれども、人件費、施設経費、保育経費でございます。

78ページ、15節の工事請負費でございますが、これは園舎の外壁塗装工事でございます。

同じく4目の子育て支援事業費でございますが、これも次のページにも入りますが、学童保育事業、子育て広場事業、出産祝い金28人分、その他次世代育成行動計画策定の費用も含まれてございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 81ページをお願いします。4款1項1目衛生総務費でございますが、主なものは職員の人件費でございます。

82ページをお願いします。2目であります。主なものは13節で基本健診、各がん検診などの委託料でございます。なお、基本健診の受診率は82.8%でございました。

3目ではありますが、主なものは1節で結核検診と乳幼児の予防接種の委託料でございます。

2節ははり・きゅう・マッサージの助成金で243名の方が利用しております。

次に、84ページをお願いします。4目ではありますが、主なものは1節で乳幼児の健康診査委託料で108名が受けております。

- 住民生活課長（鈴木四郎君）5目環境衛生費でございます。こちらにつきましてはごみ関係の経費になってございます。主なものでございますけれども、委託料、一般廃棄物の収集運搬委託料、それから不燃物関係、処理場の周辺の地下水の調査等の経費になってございます。

1節につきましては、清掃組合等への負担金になってございます。

- 建設課長（照井一夫君）2項1目でございます。28節でございます。これは水道事業起債の償還分で特別会計へ繰り出ししたものでございます。

- 商工観光課長（小林宏和君）86ページ、5款1項1目労働諸費でございますが、これは出稼ぎ援護に係る支出でございまして、現在56名の方が就労されてございます。

- 農業委員会事務局長（出雲征夫君）87ページ、6款1項1目であります。これは事務局の運営に要したもので、委員の報酬と職員の人件費が主な経費となっております。

- 農政課参事（照井智則君）88ページをお願いいたします。2目農業総務費でございますけれども、農政課担当職員の人件費が主なものでございます。

- 農業委員会事務局長（出雲征夫君）次に、89ページ、3目であります。これは農地利用調整会議や農地集積相談活動などに要したものであります。

次に、4目ではありますが、年金加入者の受給に要した経費であります。

5目につきましては結婚相談活動に要した経費であります。

- 農政課参事（照井智則君）90ページをお願いいたします。6目農業経営生産対策事業費でございますが、これは農業後継者及び認定農業者の確保育成、農業経営の改善、地域農業マスタープランの推進に努めるための経費で、平成16年度で新規認定農業者が3名、再認定者6名を認定してございます。

91ページでございます。7目農業振興費ですが、村の農業振興に要する経費が主なもので、雁の里農業振興施設の維持管理、防除推進事業、農作物生産団体9団体の助成が主なものでございます。

92ページでございます。8目農業振興センター費ですが、農業振興のため、JA秋田おぼこ、JA秋田ふるさと両農協と農業団体が一体となって推進するための経費で、農業情報紙の発行、種苗センターの運営が主なものでございます。

93ページでございます。9目水田農業構造改革対策事業費でございますけれども、米の生産調整の実施に要する経費で、事務推進のための賃金、推進委員の謝礼、県単夢プラン応援事業、戦略作物出荷支援事業、転作団地助成金などが主なものでございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 94ページ、6款1項10目雁の里多目的集会施設費でございますが、これは維持運営に係る光熱水費、燃料費を支出してございます。

○農政課参事（照井智則君） 95ページでございます。11目土地改良事業でございますけれども、土地改良事業に要する経費で農村公園の維持管理、金沢ダムの定点観測、土地改良事業への助成金、土地改良団体への補助金が主なものでございます。

○建設課長（照井一夫君） 96ページをお開き願います。これは農業集落排水事業の起債の償還分を特別会計に繰り出したものでございます。

○農政課参事（照井智則君） 同じく96ページの12目です。担い手育成基盤整備事業費でございますけれども、担い手育成基盤整備事業の推進に要する経費で、上深井地区農地集積委員の報酬、県営圃場整備事業推進3地区への助成、土地利用調整補助金が主なものでございます。

97ページです。13目上深井地区圃場整備事業費でございます。上深井地区圃場整備事業の推進に要する経費で、主に土地連への換地原案作成委託料、上深井地区受益者分担金15%の負担支出が主なものでございます。

○税務課長（深澤章一君） 14目国土調査事務費でございますけれども、16年度の調査箇所は悪垂、平ノ沢の2地区、1.65平方キロメートルの山林を調査してございます。この事業費の予算執行率は28%ございまして、不用額のほとんどは新町で支払い予定となっているものでございます。

○農政課参事（照井智則君） 98ページと99ページでございます。15目農村環境整備費でございますけれども、雁の里農業振興施設の各種改修工事、道の駅竣工式典、特産物サポート協議会の開催に要した経費が主なものでございます。

15節工事請負費でございますけれども、産地形成促進施設の縁石の補修改修、防風ネット工事、ソバ加工改修工事等の工事費でございます。

○建設課長（照井一夫君） 16目でございます。19節でございます。大規模農道建設促進協議会の負担金でございます。

100ページをお願いいたします。7目でございますが、主なものとしまして19節天神堂地区の実施設設計が主なものでございます。

○社会教育課長（小松 清君） 18節の環境改善センター費であります。ここは臨時職員の賃金とセンターの維持管理に要する経費であります。



15節の施設整備工事の不用額については冷房設備工事でありまして新町に引き継いで既に完了しております。

○農政課参事（照井智則君） 101ページでございます。2項1目林業費でございますけれども、公共施設や一般家庭のアメシ口防除、松くい虫対策に要する経費が主なもので、ディフテレックスの薬剤交付、松くい虫被害木5本の倒伐燻蒸と阿摩部村有林の下刈りが主な経費でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 102ページをお願いします。7款1項1目商工業振興費でございますが、これは商工会への補助金支出、近隣4銀行へ中小企業振興資金を預託したものでございます。

103ページをお願いします。2目観光推進費でございますが、これはカントリーパーク、野球場、中央公園、雁の里公園の施設の維持管理に関する経費と、それから観光振興としましてメモリアル仙南のイベントに要した経費でございます。

○建設課長（照井一夫君） 8款1項1目でございます。主なものとしましては職員の人件費が主なものでございます。

2項1目でございます。主なものとしまして除雪職員の人件費が主なものでございます。

107ページでございます。2目でございます。主なものとしまして1節は道路整備に伴う測量設計委託と、15節の改良舗装工事が主なものでございます。

108ページでございます。3目でございます。これは野際橋の高欄の改良工事が主なものでございます。

109ページでございます。5目でございます。主なものとしまして職員の人件費、それと道路工事の請負費でございます。

110ページをお願いします。3項1目でございます。これは河川愛護団体7団体へと、それから各種協会への負担金が主なものでございます。

111ページでございます。4項1目でございます。15節、これは飯詰住宅のボイラーの取りかえが主なものでございます。

○国体準備室長（渋谷喜一君） 112ページをお願いします。5項の公園費でございますが、これは総合体育館の建築に要した経費でございます。本体の建築、それから電気設備、機械設備等の工事請負費の施設でございます。総合体育館竣工後のこけら落とし事業としてバスケットボールのスーパーリーグ開催のための委託料の支出が主なものでございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 9款1項1目非常備消防費でございます。114ページをお願いいたします。こちらにつきましては消防団員の報酬が主なものになってございます。

1節につきましては消防協会等の負担金になってございます。

2目の消防施設費でございます。こちらにつきましては1節の工事請負費、新田地区ともう1カ所、2カ所に防火水槽を設置してございます。

116ページをお願いします。1節でございますけれども、こちらにつきましては防火水槽設置に伴う用地2カ所分の取得費になってございます。

18節につきましては小型動力ポンプ、それから備蓄用の毛布等の購入になってございます。

3目水防費でございます。こちらにつきましては大曲市を会場に行われました水防の演習に伴う経費になってございます。

4目常備消防費でございます。こちらにつきましては大曲仙北広域市町村圏組合への負担金になってございます。

○学務課長（飛澤明則君） 10款1項1目教育委員会費でございます。ここでは教育委員4人分の報酬、あるいは委員会会議関係等に要した費用でございます。

2目事務局費、ここでは職員等の人件費関係、あるいは一般事務経費、さらには各種への負担金関係でございます。

119ページをお願いします。3目教育助成費でございます。ここでは災害共済掛金の負担分67人分と就学援助費54人分、あるいは奨学資金15人分、それぞれ貸し付けたものでございます。

4目外国青年招致事業費でございます。これは語学指導助手の人件費関係でございます。

120ページをお願いします。2項1目小学校管理費でございます。ここでは施設等の維持管理に要した費用でございまして、12ページの1節工事請負費では3校に対してのトイレの洋式化、あるいは金沢小学校のフローリングの取りかえ工事、あるいは西小学校の内部塗装関係工事でございます。

122ページをお願いします。1項1目中学校管理費でございます。ここでは中学校の施設の維持管理ということでございます。

123ページの1節工事請負費については、屋上の手すり取りかえ工事、あるいは体育館屋根塗装改修工事、さらにはトイレの洋式化工事を行ってございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4項1目幼稚園費でございます。次のページをお願いします。幼稚園の運営経費が主な内容でございます。人件費、施設経費、保育経費でございます。1節の工事請負費でございますが、これにつきましては防護さくを80メートル実施してございます。

○社会教育課長（小松 清君） 5項1目社会教育総務費でございます。125、126ページでございます。これは職員の人件費のほか成人式、生涯学習地域活動助成費、文化財保護活動事業費、

中学生海外研修事業費等々の経費であります。海外研修については24人の中学生がオーストラリアで研修をしてきております。

次に、公民館費であります。公民館の維持管理費のほか、図書購入費、芸術文化事業費として音楽隊コンサート、映写会、生涯学習講座、生涯学習文化展等の開催の経費であります。

128ページ、6項1目保健体育総務費であります。職員の人件費のほか社会体育事業に要する経費であります。

1節の派遣スポーツ主事負担金については県からの派遣スポーツ主事の負担金で給与の2分の1の負担金であります。

129ページ、2目の村民体育館費、ここでは体育館の維持管理に要する経費であります。

1節修繕料については小破修繕のほか水銀ランプ、ステージのランプ等の交換に要したものであります。

130ページ、3目村民プール費であります。プールパーク仙南の監視人等の賃金のほか、維持方に要した経費であります。プールの利用者は8,269人でしたが、そのほかに小・中学生に無料券を1枚ずつ交付してありまして約半分の方が利用しております。

1節施設整備工事については、電気機械設備の修繕工事及び木橋の修繕工事であります。

○学務課長（飛澤明則君） 4目学校給食費でございます。131ページでございます。ここでは1日約760食の給食を供給するということで学校給食協会へ人件費等に相当する分を委託してございますし、また施設設備等の維持管理に要した費用でございます。

132ページをお願いします。15節工事請負費ではスポットエアコンを設置してございますし、18節備品購入費では給食センターの備品として二重保温食缶10缶、あるいは千切りカッター4台を購入してございますし、給食車1台を更新してございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 12款公債費に入ります。ここは地方債の償還金でございます。元金、利子分でございます。不用額につきましては決算後の新町で支出する予定でございます。

134ページ、13款諸支出金でございますが、ここでは2項の基金費7,000万円の積み立てをしております。

14款予備費、これにつきましては19万円の充用をしてございます。老人福祉費、小学校管理費の方に充用しております。

○議長（後松一成君） 以上で仙南村の決算の歳出の部、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

36番、佐藤倉一君。

○36番（佐藤倉一君） 9ページの国土調査の件ですけれども、このことにつきましては私の部落、南町、それから私に関連しております佐野部落の国調が始まったのは平成2年、3年の年だったと思いますけれども、それから既に15年近くたっているわけでございます。この成果の方を見ますと、土地に関する争い、これは理解できますけれども、租税効果の平等性というふうに書かれております。こんなに長くかかるというのは平等性でなくしてむしろ不平等性が伴っているというふうには思っております。といいますのは、昔は畑として私たちの家で大根なりなんなりつくっておったんですけれども、そこが屋敷になっているところは全部宅地としてみなしておったわけです。といいますのは、たしか宅地は畑の20倍の評価額というふうなことになりますので、それから国土調査が終わって2年目に本登録されてから固定資産税を課するという条項がございまして、何かこれを見ると平等性ではなくてむしろ不平等になるような感じがするわけでございます。そこで、旧仙南村の国土調査の進捗率は何%になるのか。それから美郷町全体では現在、何%ぐらい進んでおるか。それから今後の見通しとしても何年ぐらいかかるのか。先ほどの租税効果の平等性ということから考えますと、それこそ早急に実施してもらわなければならないというふうに考えますけれども、その見通し等につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁、税務課長。

○税務課長（深澤章一君） 税の方で申しますと、いわゆる現況課税ということで、例えば畑地に建物が建っている場合は宅地課税をするというふうになってございます。

それから進捗状況につきましては、ここに資料がございませんのでわかりませんが、千畑地区につきましては平成20年で終了予定、仙南地区にあっては21、22年で終了予定というふうに伺ってございます。

○議長（後松一成君） 36番。

○36番（佐藤倉一君） 畑地に作業小屋なりが建っているところも宅地とみなすと、こういうことですが、私たち農業施設、豚舎なり牛舎なりを建てる時にはそういう宅地化申請というのが必要なかったわけですよ。だから、国土調査が来るまでの間は田んぼとしてみなされておったわけですが、国土調査が来てから全部宅地としてみなされたということでございまして、そういった点に対する考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（後松一成君） 税務課長。

○税務課長（深澤章一君） その現場を私は見ておりませんが詳細につきましてはわかりませんが、まず5条申請していただきますとそれはもちろん宅地になりますけれども、無許可で建てている場合もあります。それは1月1日現在で把握することになっておりますので実際に建物が

建ててであると私の方で確認した場合は、やはり現況課税ということで宅地になるということでございます。

○議長（後松一成君） 36番。

○36番（佐藤倉一君） そうすると、1月1日現在で課税するというふうになっておるようですが、その課税の明細書のようなもの、あなたのうちでは地目がこういうふうになっておりますという明細書が来るわけですが、これに不服がある場合はこちらの方に申請すると来ていただいて確認することができるのでしょうか、その点についてお尋ねします。

○議長（後松一成君） 答弁、税務課長。

○税務課長（深澤章一君） 文書で異議の申し立てがありますれば、私の方でその旨、対応していくということでございます。（「了解」の声あり）

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

ここで1時17分まで休憩いたします。

（午前11時12分）

---

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

（午前11時17分）

---

○議長（後松一成君） 次に、平成16年度仙南村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 143ページをお願いいたします。

歳入の方から説明させていただきます。1款1項1目でございます。款でいきますと税の方の調定に対する収納の率でございますけれども65.3%ほどの実績になってございます。

1目におきましては64.3%ほどになってございます。こちらにつきましては10月までの収入済額の決算になってございます。

2目の退職被保険者の方につきましては、77.1%の調定に対するパーセントになってございます。

144ページをお願いいたします。3款でございますけれども、こちらにつきましては4月から10月までの7カ月分の収入の額になってございます。

2目の高額医療費の共同事業負担金については4期分のうちの2期分の収入済額になってございます。

146ページをお願いいたします。1目療養給付費等交付金でございます。現年度分につきましては5月から10月までの6カ月分の収入済額になってございます。

147ページをお願いいたします。6款1項1目でございますけれども、こちらにつきましては4期分のうちの2期分の収納額になってございます。

7款2項1目の出資金の返還金でございます。こちらにつきましては旧町村の決算でもご説明申し上げましたけれども、廃止による出資金の返還金の受け入れ額になってございます。

149ページをお願いいたします。9款1項2目の繰越金でございます。こちらにつきましては前年度繰越金の計上になってございます。

153ページ、歳出でございます。1款総務費につきましては総務管理に伴う費用になってございます。

155ページをお願いいたします。こちらにつきましては10月までの支出済額の実績による決算額になってございます。

157ページをお願いいたします。出産育児一時金でございます。こちらにつきましては4件の実績になってございます。

5項1目でございますけれども、29件の実績になってございます。

飛びまして申しわけないんですけれども159ページ、160ページでございます。保健事業費でございます。保健事業につきましては人間ドック、医療費通知等を実施してございます。秋祭り等の実施の予定がございましたけれども、合併の関係もございまして実績はございませんでした。

非常に簡単でございますけれども、決算についての説明を以上で終わります。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

次に、平成16年度仙南村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明を求めます。建設

課長。

○建設課長（照井一夫君） 簡易水道事業特別会計の歳入歳出をご説明いたします。

169ページをお開き願います。1款1項1目1節でございます。これは新規加入者14件分が収入となっております。

2項1目でございます。これは督促、それらの手数料でございます。

170ページをお願いいたします。1目1節でございます。これは各施設事業の起債分を繰り入れられたものでございます。

2項1目1節でございます。これは基金からの繰り入れでございます。

4款1項1目1節でございます。これは精査の結果、15年度から繰り越しされたものでございます。

5款1項1目1節でございます。これは基金等の利子が入ったものでございます。

171ページでございます。2項1目1節でございます。及び3項1目でございます。これは収入はございませんでした。

173ページをお願いいたします。1款1項1目でございます。主なものとしまして職員2名の人件費、それと1節のメーター器の検針に要した経費が主なものでございます。

174ページでございます。2款1項1目であります。1節でございますが、これは各施設の電気料及び175ページでございますが、1節の南部地区配水管の洗浄工事、これが主なものでございます。

3款1項1目及び2目でございますが、これは各施設の起債の償還金でございます。

次に、176ページでございます。4款、これはございませんでした。

今回の決算におきます実質の収支額は7,413万1,436円ございました。

○議長（後松一成君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これから平成16年度仙南村老人保健特別会計歳入歳出決算書についての説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。183ページをお願いいたします。支払基金交付金でございます。こちらにつきましては1目医療費交付金、5月から10月までの分の歳入になってございます。こちらにつきましては基準に従いまして歳出の費用に対する交付金でござい

ます。

184ページをお願いいたします。1目1節につきましては4月から10月までの受け入れの実績になってございます。

3款1項1目1節につきましても5月から10月までの6カ月間分の収入になってございます。

185ページをお願いいたします。諸収入の雑入でございます。これにつきましては第三者納付金になってございます。

187ページをお願いいたします。歳出でございます。こちらにつきましては10月までの支払いの医療給付費、医療支給費、審査支払手数料の執行済の額になってございます。

188ページをお願いいたします。2節償還金利子及び割引料になってございますけれども、こちらにつきましては過年度分の精算による、余計に交付された分の返還金精算の額でございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） 以上で老人保健特別会計の決算書についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

次に、平成16年度仙南村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） それでは、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出を申し上げます。

195ページをお開き願います。1款1項1目でございます。これは新規加入者1件が分担金として入ってございます。

2款1項1目でございます。これは後三年、飯詰、野荒町地区の施設の使用料でございます。

196ページをお願いいたします。1項1目でございます。これは各施設の集排事業の償還金が繰り入れされたものでございます。

2項1目でございます。これは基金からの取り崩し金でございます。

4款1項1目でございます。これは15年度からの繰越金でございます。

5款1項1目でございます。これは基金等の利子が入ったものでございます。

2項1目、これはございませんでした。

199ページをお願いいたします。1款1項1目でございます。これは主なものとしまして1節の各施設の維持管理費に要したものでございます。

1節施設の管理業務、これらが主なものでございます。



200ページをお願いいたします。2款1項1目2節でございます。これは施設建設時の事業費の借り入れ償還金でございます。

3款1項1目、これはございませんでした。

今回の決算におきまして実質の収支額は 4,708万 6,986円でございます。

○議長（後松一成君） 以上で集落排水の説明が全部終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

○議長（後松一成君） 認定第3号について質疑が終了いたしました。

認定第3号 平成16年度仙南村一般会計及び特別会計決算の認定についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 仙南村一般会計歳入歳出決算書並びに特別会計決算書については原案のとおり認定されました。

○議長（後松一成君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時34分）

---

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

（午前11時38分）

---

町長の施政方針説明

○議長（後松一成君） 日程第2、町長の施政方針説明を行いたいと思います。

町長から平成17年度の施政方針説明の申し出があります。これを許します。

町長、松田知己君。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成17年度予算案並びに諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に関する基本的な方針と主な取り組み、諸議案の概要について説明申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

平成の大合併で秋田県第1号として誕生した私どもの美郷町は、立町から4カ月、また私が町長に就任させていただいてから3カ月が経過しました。合併直後の慌ただしさも、皆様の温かいご理解とご指導と職員の頑張りが相まって徐々に落ち着きを取り戻してきているように思います。

反面、事務事業を具体的に推進していく過程において合併前には想定し得なかった課題なども顕在化してきており、山積している地方自治の課題に加え合併に伴う具体の課題解決にも一層の努力と幅広い英知の結集が必要と感じているところです。

さて、私は合併で誕生した美郷町にはまずもって旧町村の地域感情をなくし町民各位が美郷町民として一体化していくことが何より必要であると認識しております。

また、新たな自治体として地域の特徴を踏まえながら一層の発展を求めていくことも必要であると認識しております。そのため、「融和と前進」を施策の企画、立案、推進のキーワードに据えるとともに、美郷のまちづくりに住民の理解と参画を得られるよう施策推進にホップ・ステップ・ジャンプという段階論を大切にして町政運営に臨んでまいりたい考えです。

平成17年度は、実質的なまちづくり元年となるため、こうした考えを町政運営の核心に据えながらも美郷町ホップの年として位置づけ、これまでの旧町村の取り組みに配慮しながら新たな取り組みも交えて町政運営に臨んでいく所存です。

こうした所信のもと、17年度予算編成に当たっては、まずは旧町村が実施してきた各般の事務・事業の統一化に留意いたしました。これまでの経緯などをかんがみ、さらには合併協議における協議結果を踏まえ、17年度からは統一実施が可能な事務事業についてはできるだけ統一化に努めております。

次に、旧町村が取り組んできた継続事業については事業規模等は再検討しながらも引き続き事業実施することを基本といたしました。

次に、旧町村においてこれまで着手を待っていた、いわゆる積み残し事業については事業の緊急性や財源見通しを判断の視点にいたしました。

次に、美郷町としての新規施策については地域再認識や交流促進などを視点にしております。こうした性質別の整理に留意するとともに、財政環境の厳しさを踏まえ経常的経費の抑制など歳出の効率化等に努め、限られた財源をもって歳入歳出のバランスをとるよう予算編成に努めた次第です。

以上のことに留意しながら編成した予算案について主な取り組みを説明いたします。

まず、一般会計について説明いたします。

一般会計の予算規模は総額 117億 4,300万円といたしました。

歳入についてですが、自主財源の少ない本町にとりまして地方交付税の動向が本町財政を大きく左右します。そのため平成17年度地方財政計画を参考にしながらその額を厳しく算定するとともに、不測の事態の財政需要にも対応できるよう一定の留保にも配慮し、計上いたしました。歳入予算の43.5%を占めております。町税につきましては16年度の課税状況等を踏まえ計上しております。町債につきましては起債可能な取り組みはできるだけ活用することとし、計上しております。また、繰入金については歳入不足を補うため財政調整基金を取り崩し繰り入れしました。

次に、歳出についてですが、款ごとに主な取り組みについて説明いたします。

総務費ですが、町民に対し美郷町の行政施策等を紹介するため「美郷町まちづくりガイド」を発行し、町民と行政情報の共有化を図っていくほか、職員の資質向上のため職員みずからの意欲を反映させる自主研修制度を導入、実施いたします。また、今後の美郷町行政のあり方を検討し、よりよい行政経営を目指すため行政経営プランを策定いたします。

また、地域コミュニティの活発化を目指し、行政区を対象にした旧町村の各種助成策は暫定的に継続実施していくとともに、17年度内に行政区における今後のコミュニティ活動のあり方を検討し、来年度以降の助成の統一化を図ってまいります。また、町民各位が町の象徴として心を寄せることができる町民歌や町民憲章を策定するとともに、町内の公共施設や史跡等を見学し、旧町村の意識を越えてふるさと美郷町を再認識できるよう美郷町めぐり事業を実施してまいります。また、美郷町の歩みを写真や映像で後世に伝え、歴史資料の一つにしていくため、その記録保存事業を実施してまいります。

また、これからのまちづくりを総合的にかつ計画的に推進していくため、地域整備の基本構想として仮称「美郷町総合計画」を策定してまいります。また、魅力ある街なみの整備創出により、町民や観光客に快適な空間を提供するよう六郷地区において街なみ環境整備事業を継続実施してまいります。

次に、民生費についてですが、地域福祉団体の活動支援と町福祉行政との連携を図るため、助

成内容は見直しをしながら引き続き地域福祉団体への支援講じるほか、障害者福祉については引き続き居宅生活支援や更生医療、補装具等の支援を講じるとともに、旧六郷町で実施していた透析通院者に対する支援策を美郷町としても実施することとし、その内容の見直しを図りながら支援策を講じます。

また、高齢者福祉については介護予防に資するため、はり・きゅう・マッサージ利用の助成策を統一化、助成方法は旧仙南村の方式として利用しやすい形で支援策を講じるとともに、旧千畑町で実施していた温泉利用に対する支援策を美郷町としても実施することとし、その内容の見直しを図りながら支援策を講じます。また、長寿祝い金についても対象者並びに交付金額を見直して実施するとともに、老人クラブの活動、活発化を助長するため、助成内容を統一化して連合会及び単位クラブへ引き続き助成を行います。

児童福祉については、幼保一体化を公平に推進するため、保育料を統一化するとともに、あわせて保育料の2分の1の軽減を図り、生み育てやすい子育て環境の整備を推進します。また、児童の健全な育成を図るため、放課後、保護者が不在となる家庭の小学校低学年児童に対し引き続き放課後児童健全育成事業を実施してまいります。

次に、衛生費ですが、住民の健康の維持増進に向けて検診体制を充実させるため、17年度は早朝からの総合検診を実施していくほか、乳幼児健診や妊婦健診を引き続き実施してまいります。また、仙南地区にある百目木最終処分場を安全に閉鎖するために百目木最終処分場閉鎖基本計画を策定するとともに、各最終処分場周辺地下水の水質分析を実施し、環境への影響を監視してまいります。

次に、労働費ですが、出稼ぎ労働者は年々減少しておりますが、高齢化が著しい状況にあり、就労前健康診断や就労先での事故未然防止のため、引き続き出稼ぎ就労者支援事業を実施いたします。

次に、農林水産業費についてですが、担い手の育成と売れる米づくり、複合作目の産地づくりに資するため、美郷町水田農業ビジョンをもとに生産組織育成事業や団地化推進事業を実施いたします。また、米については美郷町こだわり米確立支援事業を実施するとともに、野菜等についてはブランド品目作付支援事業を実施し、安定的な水田農業を推進いたします。また、美郷町内の優良農地の確保と保全のため、合併前に策定された農業振興地域整備計画の見直しを行います。

また、家畜排せつ物による畜産公害を未然に防止し、堆肥として処理販売するため畜産資源土壌還元施設アクティセンターの運営に加え、旧千畑町で計画を進めていた堆肥生産施設の整備について調査事業を実施し、畜産振興を期してまいります。

基盤整備事業では六郷西部地区、土崎小荒川地区、金西西部地区、金西東部地区が継続して事業実施されますので、引き続き支援していくほか、農業振興総合整備統合補助事業では千畑地区において4カ所の排水路を敷設し、農業生産基盤の整備を推進してまいります。

地籍調査事業では、千畑地区 232ヘクタール、仙南地区 227ヘクタールの境界調査を実施し、住民の権利財産の明確化を図ります。

次に、商工費についてですが、商業活性化に向けた総合支援として商工業者に加え農業者や消費者も一堂に会し、地域の歴史や商業等の現状をさまざまな視点で探り、今後の商業活性化につながる勉強会を開催します。また、仮称「誘致企業ガイド」を作成、近隣の高校等に備えつけるなど地元企業に対する意識を啓蒙することで地元定着を促進してまいります。旧町村で実施してまいりました各種イベントにつきましては、住民が参画しやすいように配慮し、実施してまいります。また、町内の温泉施設につきましては、直営施設、第三セクター運営施設、いずれの施設でも入浴回数券が共通利用できるよう利便性を高める取り組みを実施してまいります。

次に、土木費についてですが、道路整備については幹線道路網として旧町村間の交通を円滑にするため、新たに赤城・扇田線の整備に着手いたします。また、六郷地区においては大荒田・高田線の整備を継続するほか、仙南地区においては南千間谷地、元村線の整備を継続いたします。また、秋田わか杉国体において自転車ロードレースに供用される千畑地区の大坂善知鳥・外川原線の整備を継続いたします。これら幹線町道整備は国庫交付金事業として取り組んでまいりますが、千畑地区の下畑屋・外川原1号線整備及び六郷地区の東大通り線整備については起債事業として継続実施してまいります。また、舗装磨耗の激しい町道についても国庫交付金事業として維持補修を実施してまいります。また、千畑地区で整備している特定地区公園整備についても1年度は継続整備してまいります。

また、生活雑排水の浄化を促進するため、合併浄化槽の導入に通常の助成に加え町単独のかさ上げ助成を行います。さらに設置後においては合併浄化槽の適正管理を促し水質管理を徹底していくため、設置世帯に対して一定期間の助成策を講じてまいります。

次に、消防費についてですが、防災施策の基本となる地域防災計画を策定するとともに、防火体制強化のため第9分団に小型動力ポンプつき積載車を導入するほか、防火水利に不安のある地域に計画的に防火水槽、消火栓の整備を行ってまいります。

次に、教育費についてですが、学校施設については安全・安心の確保を基本としながら整備に当たることとし、耐震診断未実施の千屋小学校、千畑南小学校、六郷東根小学校、千畑中学校で耐震診断を実施いたします。なお、16年度に耐震診断を実施した六郷中学校、仙南東小学校、仙

南西小学校については16年度で補正予算をお願いし、17年度で耐震補強工事実施を目指したい考えです。そのほか物置の改築や給水設備の改修、屋上の防水改修など緊急性のある整備を実施いたします。また、学校運営においてはかねてより導入が予定されていた2学期制が17年度から実施されます。

また、幼稚園については幼保一体化を公平に推進するため、幼稚園授業料を統一化するとともに、授業料の2分の1の軽減策を講じるほか、17年度からは全幼稚園で保育園と同一の給食を提供してまいります。

また、社会教育については、今後の社会教育の指針となる生涯学習・社会教育中期振興計画を策定するとともに、映画上映会や文化講演会、コンサート、生涯学習祭、写真展などを実施し、みずから学ぶ意欲を喚起するとともに、心豊かな町民生活の推進や交流機会の増加を期してまいります。また、外国の文化に触れ理解することで国際的な視野をはぐくんでいくため、中学生を対象に海外研修事業を実施いたします。訪問国としてはオーストラリアを予定しております。

また、新規の図書館事業として17年度からブックスタート事業を開始してまいります。赤ちゃんと保護者に絵本を贈呈することにより心と言葉を通わせるひとときを創出し、豊かな情操をはぐくんでいただきたいと存じます。

続いて、国民健康保険特別会計についてですが、17年度の予算規模は22億454万1,000円で、国民健康保険税の賦課徴収経費、町民が医療機関を受診した際に町が支払う医療給付費等を計上しているほか、疾病の早期発見や早期治療のため人間ドック受診に助成いたします。なお、国民健康保険税の収納については滞納繰越分の収納及び現年度課税分の完納に努めてまいります。

次に、老人保健特別会計についてですが、17年度の予算規模を25億7,476万円といたしました。昭和7年9月30日までに生まれた方、あるいは65歳以上で一定の障害のある方が医療機関を受診した際の町が負担する医療費を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計についてですが、17年度の予算規模は8億7,687万3,000円で、安全な飲料水を安定供給するため、給水施設の維持管理に要する費用、水道使用料の賦課徴収に要する費用等を計上しております。また、黒沢地区及び千畑中央地区、六郷東部地区簡易水道については引き続き整備を推進してまいります。さらに羽貫谷地地区についても今後の整備を視野に入れた取り組みを実施してまいります。

次に、下水道事業特別会計についてですが、17年度の予算規模を3億2,752万6,000円といたしました。地下水の保全と生活環境の向上を図るため、下水道施設等の維持管理に要する経費を計上しているほか、管渠延長約2,000メートルを敷設する予算を計上しております。21年度の完

工を目指して計画的に整備を推進してまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計についてですが、17年度の予算規模を2億1,548万円といたしました。既存の処理施設の適正な維持管理に要する費用及び賦課徴収等の経費を計上しております。引き続き汚水処理を適切に行うとともに、生活環境の向上に努めてまいります。

続きまして、提出いたしました平成17年度当初予算議案以外の議案についてその概要を説明申し上げます。

議案第20号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてですが、地方公務員法の規定に基づき人事行政の状況を公表するために制定するものです。

議案第21号 美郷町振興基金条例の制定についてですが、地域振興及び美郷町民の連帯強化に資するため制定するものです。

議案第22号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてですが、地方自治法の規定に基づき公の施設を管理する指定管理者の公募の手續等について定めるために制定するものです。

議案第23号 美郷町立幼稚園授業料徴収条例の制定についてですが、17年度から幼稚園授業料を統一するため制定するものです。

議案第24号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、監査委員、体育指導委員に対する費用弁償の規定を追加するものです。

議案第25号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第26号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてですが、財政状況をかんがみ特別職の職員及び一般職の職員の旅費に係る日当を平成19年3月31日まで支給停止するため提案するものです。なお、議員各位の日当につきましても町長、助役、収入役の例によると規定されているため、本改正により支給が停止されるものです。

議案第27号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、寒冷地手当の支給額を引き下げ月額支給制に改めるために提案するものです。

議案第28号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてですが、大台野広場に多目的運動広場が竣工したため提案するものです。

議案第29号 六郷町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の廃止についてですが、保育の実施に関する条例及び関連規則等の規定により実施するため、廃止を提案するものです。

議案第30号、議案第31号及び議案第32号の町道の廃止、認定、変更ですが、町道の改良に伴い提案するものです。

議案第 34号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款ですが、本年 3 月 22日、大仙市外 5 市が市町村合併により誕生するため所要の改正をお諮りするものです。

議案第 35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

議案第 36号、議案第 37号、議案第 38号の簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、これら 3 会計への繰入額についてですが、地方財政法の規定に基づき繰入額の上限をお諮りするものです。

議案第 39号 工事請負契約の一部変更についてですが、道路舗装工事量の増加により契約額を変更したく提案するものです。

議案第 40号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてですが、雁の里山本公園内にトイレを設置したため提案するものです。

議案第 41号 平成 16年度美郷町一般会計補正予算第 3 号ですが、平成 16年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律の公布施行に伴い、普通交付税及び特別交付税で町村合併に伴う包括的特別交付税措置分が増額になっております。そのほか歳入及び歳出の主なものは各予算の決算を見込んだ調整です。

議案第 42号 平成 16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号、議案第 43号 平成 16年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号及び議案第 44号 平成 16年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号ですが、決算を見込んだ歳入歳出予算の調整が主なものです。

以上、予算案並びに諸議案の概要について説明申し上げました。予算案については美郷町が合併して初めて年度を通しての予算案となりますので、各般の事業や制度が町民各位に理解していただけるように留意しながら限られた時間の中で可能な限り事務事業の調整に意を払ったつもりですが、長年かけて築いてきた旧町村ごとの事務事業の内容、進め方等をすべて調整するには至っておりません。したがって、その調整には今後とも努力を継続していくことが必要です。

さらに、地方分権や少子・高齢化の潮流、厳しさが増す財政環境にも的確な対応が求められます。私を初め全職員が行政運営に意識を高め、町民の声に耳を傾けるとともに、広く情報を収集し、より深く考え迅速な行動をし、もって一体化した美郷町の確立に頑張ってもらえる所存ですので、議員各位並びに町民各位には今後とも各般の施策にご理解とご協力をいただけますよう心からお願い申し上げ、施政方針といたします。よろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） 以上で町長の新年度の施政方針の説明が終わりました。

ここで昼食のため、1 時 30分まで休憩いたします。



(午後 0時02分)

---

○議長(後松一成君) 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

(午後 1時30分)

---

請願・陳情の上程、委員会付託

○議長(後松一成君) 日程第3、請願・陳情を上程し、議題といたします。

請願2件と陳情第1号から第7号までの7件を上程し、議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、これをお諮りいたします。

ここで朗読を省略し、これを所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

請願第2号 食料自給率の抜本的向上を求める請願については産業建設常任委員会に、請願第3号 米価暴落の異常事態に関する請願書については産業建設常任委員会に、陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については総務常任委員会に、陳情第2号 安心して子どもを生み育てていけるように現在の乳幼児医療費助成制度の維持を求める陳情書については教育民生常任委員会に、陳情第3号 公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」(官民競争入札)の反対を求める陳情書については総務常任委員会に、陳情第4号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」反対を求める陳情書については総務常任委員会に、陳情第5号 確実な税源移譲、交付税の拡充による自治体財政の確立、公務・公共業務を後退させる「市場化テスト」反対、地域経済等に悪影響を及ぼす「給与見直し」に反対することを求める陳情書については総務常任委員会に、陳情第6号 「乳幼児医療費無料制度」に自己負担を導入せず現行制度の継続を求める陳情書については教育民生常任委員会に、陳情第7号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情については総務

常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

---

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第4、議案第20号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 提案理由について申し上げます。

地方公務員第58条の2、これは平成16年6月9日に法律で決まったものでございます、に基づき、人事行政運営の公正性、透明性を高める観点からその状況等について住民に対し公表すべきと考えられる事項を公表するため、提案するものであります。

このことについては従来、地方公共団体における職員給与の公表について昭和56年事務次官通知の改正に伴って町の広報で公表しておりましたが、このたびの法律改正によりまして条例制定し、公表することということになったわけでございます。そういうことからこの条例を提案するものでございます。

別紙でございます。

美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（案）でございます。

第1条は趣旨を書いております。

第2条は報告の時期、これは毎年7月末に、町長に対して前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないということになってございます。

第3条では報告事項、報告事項の中身については1から8号まで書いてございます。このことをひとつ報告事項の中で述べなさいということでございます。

第4条では公表の時期、先ほど言いましたとおり、概要を公表しなければならないということで毎年7月末に公表するというところでございます。

第5条では公表の方法でございます。これは前条の公表は町の広報に掲載する方法で行うということでございます。

第6条は委任ということで、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めると。

附則、この条例は平成17年4月1日から施行するというものでございます。

○議長（後松一成君） 議案第20号についてこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第20号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第20号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第5、議案第21号 美郷町振興基金条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。町長公室長。

○町長公室長（小原正彦君） 提案の理由についてご説明を申し上げます。

地域振興及び美郷町民の連携の強化を図るため振興資金を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるために提案するものであるということでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

美郷町振興基金条例（案）でございます。

第1条は設置について規定してございます。美郷町民の連帯の強化及び地域振興を図るため美郷町振興基金を設置するというところでございます。

第2条は積み立てについて規定してございます。積み立ての額は一般会計の歳出予算で定める

としてございます。

第3条については管理について規定をしてございます。基金についての管理は金融機関への預金、その他确实有利な方法により保管をしなければいけないということでございます。2項は基金に属する現金は最も确实、かつ有利な有価証券にかえることができると規定してございます。

第4条につきましては運用益金の処理ということで、運用益の使用について規定してございます。予算に計上して基金の設置の目的を達成するため必要な経費の財源に充てる、または基金に繰り入れ、編入するというものでございます。

第5条については繰りかえ運用について規定してございます。こちらは財政上の必要があるときには繰りかえ運用をすることができるというふうに規定してございます。

第6条につきましては基金の処分について規定してございます。こちらは第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき、それから預金債権との相殺のために町債の償還の財源に充てるときにはその全部、または一部を処分することができるというふうに規定してございます。

第7条については委任でございます。必要な事項は町長が定めるとしてございます。

この条例は17年4月1日から施行するものでございます。

なお、この基金の財源につきましては地域振興のための基金造成事業の合併特例債を財源としてございます。標準基金規模は17.7億円でございますが、美郷町では建設計画の中では16億円を10年間で積み立てるということで建設計画の財政計画等の中でご説明をしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後松一成君） 議案第21号について説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番、吉野 久君。

○10番（吉野 久君） この基金の目的、地域振興及び美郷町民の連帯の強化ということでこの基金を創設するわけですが、具体的にはどのようなことに使われるのか、その点。

それから4条では果実運用していくような条例になっておりますが、6条を見ますと全額充てることもできると。また減債基金みたいに借金の返済にも使えるような、そういうふうな性格の基金ですが、実際の目的としては地域振興及び美郷町民の連携を図るためにあるわけですので、減債基金との違い、この6条関係で減債基金との違いはどのような違いなのか、それをお聞きいたします。

○議長（後松一成君） 公室長。

○町長公室長（小原正彦君） まず最初に、この基金の目的でございますけれども、果実運用という事でこの基金によって生じた運用益を主にコミュニティー事業、このような事業に充当していきたいというふうに考えてございます。それから6条の関係ですが、この基金は合併特例債を財源としてございますので、この特例債を償還する際にはこの基金を取り崩すというようなことで6条を規定しているものでございます。したがって、減債基金とはまた違うような観点でこちらを規定しているということでございます。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） この基金の財源は合併特例債を充てるわけです。17年度は3億8,000万円、それから合併市町村特例交付金が2,000万円で4億円の基金になるわけです。10億円を積み上げると。それはわかったんですが、特例債の返済にも充てるということになれば、何か借りたお金で返していくような、そういう説明で少し不思議なんですけれども。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長公室長（小原正彦君） 不思議と言われましてもこれはあくまでも借金の運用益を活用するという基金でございます。このため、この基金が必要なくなった場合は当然、それらを償還しなければいけないこととなります。その際にはこの基金を取り崩して償還財源に充てることで、そういう内容でございます。

○議長（後松一成君） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第21号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第21号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 美郷町振興基金条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第6、議案第22号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 議案第22号についてご説明申し上げたいと思います。

最初に提案理由でございます。地方自治法第24条の2第3項、この規定は平成15年9月2日から施行されている規定でございます。に基づき指定管理者の指定の手続及びその他必要な事項を定めるため提案するものであるということでございます。既にこのことについては新聞紙上でも話が出ておるところでございますが、なぜ指定管理者制度が導入されたのかということをおっしゃって申し上げます。

近年、第三セクター等市町村が出資する法人の赤字経営や破綻などが全国的な問題となっているということでございます。税金でつくられた公の施設の管理運営の効率化のためには広く管理運営のノウハウを持つ民間業者を管理者として募るため地方自治法が改正されましたということでございます。

24条の2で公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないことになったということでございます。いずれこのものについては条例で定めなさいということになったわけでございます。それで今回提案しておるということでございます。別紙をお願いします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（案）でございます。これはあくまでも指定の手続をするための条例でございます。

第1条では趣旨を書いております。

第2条では指定管理者の公募の公告の方法を述べてございます。1から5までございます。管理を行う公の施設の名称及び所在地とか、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、この中身は公の施設の利用の承認とか、利用料金の納入、減免、それから施設の維持管理等がここに該当されるかと思っております。

3番目の指定の期間でございますが、他市町村ではおおむね3年から5年くらいということをお定めしております。

申請の方法、それから5番目が決算その他運用状況ということになってございます。

第3条では指定管理者の指定の申請の方法、ここに1から4まで掲げられております。

第4条では指定管理者の指定の方法でございます。どのようにして指定するかということの方法をここに書いてございます。

次のページにいきまして、第5条、指定管理者の候補者の選定の特例ということがございます。指定の選定の特例というのは、申請したけれども団体がなかった場合のことなどを想定してございます。例えばこの中ほどにあります、出資などしている法人というのは、これは第三セクターのことを言っておりますし、公共団体というのは土地改良区等のことを言っています。または公共的団体というのは農協とか婦人会などという意味です。申請したけれども団体がなかった、申請した団体がなかったなどの場合のことをここに書いてございます。

第6条では事業報告書の作成及び提出でございます。いずれ事業を行う事業報告書を作成、提出しなければならないということでございます。

第7条では業務報告の聴取等ということで、定期的にというのは定期的に、また必要に応じてというのは必要に応じて呼んだりして聞くことができるということでございます。

第8条、指定の取り消しなどということでここに第8条に書いてございます。

それから第9条では原状回復の義務でございます。

第10条、損害賠償義務、これは故意、過失によりその管理する公の施設または設備を損傷し、または滅失したときはそれに応じて生じて損害を町に賠償しなければならないということでございます。

第11条では秘密保持の義務ということになってございます。

第12条では教育委員会の公の施設への適用ということで、町長とあるものを教育委員会というふう読みかえするということを規定してございます。

13条では委任ということで委任事項のことを書いています。

附則ではこの条例は公布の日から施行するということでございます。

町が保有する公の施設は先ほど言いましたとおり、町が直営で管理すべきものでもありますけれども、改正前の地方自治法では町が2分の1以上出資している法人、これが第三セクターということですが、それから土地改良区等公共団体、それから農業協同組合婦人会等の公共的団体に管理を委託することが可能になったということでございます。平成15年9月2日改正自治法が施行され、公の施設の管理は指定管理者へ委託する必要がある旨、規定されてございます。この改正自治法の経過措置は3年間、平成18年9月2日までの猶予が認められておるものでござ

います。本条例は地方自治法第 24 条の 2 で定めることとされている指定管理者の指定の手續等について定めるものでございます。今定例会に提案いたしましたのは、平成 17 年度中に本条例の規定に基づき指定管理者を公募した後、公の施設設置条例等の制定及び指定管理者の議決をいただき平成 18 年度当初から公の施設の管理を指定管理者に委任するためということでございます。いずれこのものは指定管理者の指定の手續をとるための条例であるということでございます。

○議長（後松一成君） 議案 22号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

泉 美和子君。

○24番（泉 美和子君） この制度ですが、民間事業者ということでいろいろこういう制度が導入されれば公的な責任が後退しないかという問題とか、あるいは議会のチェックが及ばないのではないとか、こういうことがいろいろ懸念される問題点としてあると思いますけれども、そういう点はこの条例の中でちゃんとできるようになっているのでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○総務課長（二藤誠祥君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。いずれ申請された場合、当然、指定管理者になるべきかどうかを十分に把握すると。そういう意味では町としては選定委員会のようなのを設けて十分に内容を調査してそれに基づいて指定したいと、そういうふうを考えているところでございます。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） ぜひそういうことをきちっとやっていただきたいと思います。

第 1 条で個人情報保護の遵守ということであっていますのでこういう点は非常にいいことだと思っております。ただ、指定管理者制度が導入されて実際にそういうことが公の施設がそういうことになった場合に民間業者ですのでその施設のいろいろ種類にもよるかと思えますけれども、経費節減とか効率の運営ということが民間では目的ということで、例えば職員の労働条件を切り下げたり、利用者のサービスを低下させたり、実際にもうこういう制度を導入しているところではそういう問題が起きているということも聞いておりますので、そういうことなんかぜひ首長が事業者に対してそういうことが効力を発揮するということまで法的には難しいかと思うんですが、きちんと指定の段階でチェックなどできるようにすべきだと、そういうことを申し上げておきます。答弁は要りません。

○議長（後松一成君） ほかにありませんか。

40番、斉藤正衛君。



○40番（斉藤正衛君） 私はこれを見ましてついにここまで来たのかなという感じを持っております。

それで、町長にお伺いしますけれども、この制度が導入された場合といたしますが、導入されるんでしょうけれども、これは積極的に活用して経費の縮減などが図られて住民サービスが向上するという、この目的に沿って積極的に美郷町としては導入していくという考えなのか。それとも今の質問にもあったように、いろいろ不安な点がありますのでこれは直営でいけるものだったら直営でいこうと、そういうようなどちらのお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） 美郷町合併しましてまだ1年間を過ごしていないわけですが、いずれ人事異動等を考え、またこの先、人員を220人規模まで低下させていくという一つの目標を持って考えた場合、公共施設を役場が直営するというのも当然、人事管理上は考えていかないといけませんので、そういった人事異動も含めて総合的に勘案しないといたしませんので現段階ですべての公共施設について積極的に活用していくという立場には立てないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 第1条について一つ伺います。ここでは個人情報、これを受託者は守るようにとうたわれているわけですが、これは美郷町の個人情報保護条例、この12条に基づいているということですが、従事されている方、そしてまた仮に株式会社であれば利益が出なければ撤退ということもあるわけです。そういうときには情報漏れということも十分に考えられるわけですが、この個人情報、これを保護するということは何をもってこれを担保できるのか、その点が何か抜けているというように思うんですけれども、例えば罰則があるとか、何かしらのそれにかわる賠償的なものが次に何かあってもいいのではないのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えしたいわけですが、まず美郷町個人情報保護条例との関係ということでございます。先ほども泉議員の答弁にも答えておりますが、選定の際にまず十分に調べるということでございます。先ほど言いましたけれども、選定委員会、そういう機関を設けまして十分調べたいということでございます。

それから、仮にということですが、年度途中で業務の中止とか何かあった場合、それは当然、我々の方としては賠償義務を協定書に盛り込んでいきたいと、そういう考えを持っております。

ます。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 年度途中、言ってみれば契約に不履行があった場合というのは、当然、その賠償というのは必要だろうと思いますけれども、ニュース等ではよくパートの方々とか、また臨時の方々情報が流すと、そういうことが一時新聞等の報道でありました。やはり個人情報というのは本当に今のこのようなIT社会の中ではこれでもかと守ったように見えてもなかなか守り切れないというのが現状だと思うんですけれども、非常にそういう点が、何でもってこれが担保されているのかなというのがこの条例ではわかりづらいように思うんですけれども、その情報の点について、契約不履行ではなくて契約は不履行になってそこで賠償金を払う払わないということではなく、それに関係なく情報というのはもう動いてしまうわけですからその点について伺っているわけです。

○議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） ただいまにお答えになるかどうかわかりませんが、そのようなことのないように十分注意していきたいというのが我々の方の考え方でございます。

○議長（後松一成君） 10番、吉野 久君。

○10番（吉野 久君） 質問が重複する可能性もありますけれども、実際にこの条例を適用して指定管理者を指定するような公共の施設、今現在、考えておりますか。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 現在、約16施設が該当になるのではないかと考えられます。

○議長（後松一成君） 26番。

○26番（山田鐵之助君） 先ほどの総務課長の答弁ですけれども、賠償の責任を課するというふうにおっしゃいましたけれども、地方自治法の第10章の公の施設にこういうふう書いております。「公の施設の使用により生じた損害はその原因にとらわれず、すべて使用者がその責に任ずる旨を規定することは、国家賠償法に離反してこれは認めない」とありますけれども、先ほどの答弁とこの規定と違うんじゃないですか。

○議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） それについては損害賠償の義務の第10条のところに、「指定管理者は故意または過失により」というふう書いてございますので、その点でございます。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野 久君） その16施設、具体的にはどのようなところで、先ほど来、守秘義務等々

の問題がありましたけれども、そういう個人情報漏れるような可能性のあるところはどういうような、具体的にどのようなところに指定しようとしているのか、まずそれをお願いします。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 公の16施設というと大体わかるかと思いますが、個人的に今のところはまだ名前を挙げたくないわけなんですけれども。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第22号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第22号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第7、議案第23号 美郷町立幼稚園授業料徴収条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 内容の説明を求めます。幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 提案理由でございますが、平成17年度から町内三つの幼稚園の授業料を同一料金に制定し、徴収するために提案するものでございます。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思っております。主な内容についてかいつまんでご説明いたします。

まず、授業料でございますが、これは給食費と教材費が含まれた料金ということで設定しております。その額は1万4,930円でございます。この額の算出根拠は国の示しております保育園の保育単価から幼稚園児に該当する部分を抜き出しまして積み上げた額でございます。ただし、保護者から実際に徴収する額につきましては、子育て支援策、少子化対策という政策に基づき2分の1を減免いたします7,465円ということになります。そのほか、授業料の減免についてですが、規則を定めて減免する予定でございます。その内容につきましては国で定めております保育園の保育料の減免と照らし合わせながら、かつ旧3町村の実態を踏まえまして今後、制定してまいりたいと考えてございます。

附則といたしましてこの条例は平成17年4月1日から施行します。

旧3町村の徴収条例は廃止いたします。経過措置といたしまして施行日の前日までは旧3町村の徴収条例の相当規定によりなされたものとみなします。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

泉 美和子君。

○24番（泉 美和子君） 実際保護者から徴収する額は2分の1支援ということですが、この条例の中にそのことが減免規定とかでうたわれるのでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） この2分の1の減免については規則の方に盛り込みたいと考えております。

○議長（後松一成君） 14番、武藤 威君。

○14番（武藤 威君） 第5条の授業料の滞納3カ月出席の停止ですけれども、このことについてこういう方は出ないかもしれないけれども出れば大変だと。子供の将来にも影響するし、その親も家に帰れば地域から言われると。それより何よりどのような考え、根拠からこういう数字が出たのか教えてもらいたい。

○議長（後松一成君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 第6条の3カ月でございますか。（「滞納3カ月」の声あり）これの根拠は今回の制定に当たっては特にチェックは入れませんでしたけれども、旧3町村の条例を採用してそのまま載せたという状況です。

○議長（後松一成君） 14番。

○14番（武藤 威君） この試案を出すとき何とも思いませんでしたか。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） まず、2カ月とか1カ月おくれて授業料を納めるという世帯も若

干ありますので、こちらの方では一応3カ月を超えれば退園になるということも話をしたりして督促といたしますか、料金を納めてもらうようにっております。ですから、3カ月、今現在、幼稚園の授業料で未納で退園になったという園児はおりませんので、3カ月は今まで私がこの仕事に携わってきた段階では妥当な月数ではないのかなというふうに考えております。

○議長（後松一成君） 14番。

○14番（武藤 威君） このことについてはついこの間に行われた協議会以来、本当に腹立たしいと思うわけです。わずかな金だとか、妥当だとか、根拠もないのにそういうことを堂々と言う。本当に今の少子化に向かって走っているような気がしてならないわけで、もうちょっと答弁にも気をつけていただきたい。これ以上の答えは要りませんけれども、答えが出せないようですので、以上です。

○議長（後松一成君） 泉 美和子君。

○24番（泉 美和子君） 先ほどの1点目の件ですけれども、規則で盛り込んでいるということですが、規則はいつでも変えられるわけです。この条例の中でどうしてといたしますか、1万4,930円という額は旧六郷町からすると値上げなわけです。実質減免制度があるので7,000円幾らで安くはなりますけれども、せっかく2分の1減免するのであれば、最初からこの条例で安くするという、そういうことが私は住民の願いだと思えますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁、幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 今の2分の1減免につきましては県の事業と連動してきますので、これまでの例によりまして規則に盛り込みたいということでございます。

それと、この規則を決めてもらうに当たっては教育委員会の方に議案として出しましてそこで審議してもらって決定になりますので、まず議員、心配されるようなことはないと考えております。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

賛成ですか、反対ですか。（「反対」の声あり）

泉 美和子君。

（24番 泉 美和子君 登壇）

○24番（泉 美和子君） 私は反対の立場で討論いたします。

本当に県の支援策を前倒しして町が支援をしていること、これは大変いいことだと認めるものです。決して支援策に反対するものではありませんが、もう一歩進んで、やはり条例でぜひこの金額をうたっていただきたかったというのが本当の気持ちです。非常にそういう補助が出るから値上げをするような感じが、そうではないかもしれませんがそのように受けとめられる。どうせこういう施策をするんだったら、やっぱり初めから掲げるべきだったと思いますので、本当に残念ですけれども反対をいたします。

○議長（後松一成君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決に入りますが、反対討論がありましたので採決は起立によって行いたいと思います。

本案を原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後松一成君） 起立多数でございます。

よって、議案第23号 美郷町立幼稚園授業料徴収条例の制定については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第8、議案第24号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 議案第24号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

監査委員及び体育指導委員の職務の内容をかんがみ、費用弁償の規定を追加するため、提案するものであります。

議案資料集1ページに新旧対照表が添付されておりますのでそれをごらんになっていただき

いと思います。

第4条のところでございます。第1号のところで「、監査委員」ということで入れていただきたいということでございます。

2号の交通指導隊員「、防犯指導員及び体育指導委員」についてはということでこの二つを入れていただきたいということでございます。

別紙でこの条例は平成17年4月1日から施行するということでございます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第24号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第24号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について原案のとおり決しました。

---

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第9、議案第25号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 議案第25号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

条例本則で規定された事項に暫定措置を講じ、町長、助役及び収入役の旅費について内国旅行

における日当の支給を平成 19年 3月 31日まで停止するため提案するものであります。

このことについては、先ほど町長が施政方針で述べられましたとおり、留保財源が厳しいことから、特別職の職員並びに一般職の日当を全額削除するものであります。

別紙をごらんいただきたいと思います。その前に議案資料集の 2 ページの新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

新の附則、施行期日、この条例は平成 16年 11月 1日から施行する。次に、2 項として、内国旅行における日当の支給の停止ということでございます。第 5 条第 2 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、内国旅行についての日当は平成 19年 3月 31日までの間支給しない。附則、この条例は平成 17年 4月 1日から施行するというので、別紙の条例案の一部改正の条例案の中身はこのことを書いておるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） 質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○10番（吉野 久君） この条例が出てきた経緯が少しわからないのでお尋ねいたしますけれども、旧 3 町村でこの日当の取り扱い、廃止していたところとあったところがあったと思います。合併の際に条例のすり合わせ等々があり、11月 1日で条例が専決処分されたわけです。決まった条例が今回またすぐこのように改正として提案されたわけです。考えれば朝令暮改のような、そういう感じになりますけれども、これを提案した理由につきましては町長の招集あいさつでそこに強い意思を感じるんですけれども、ただ余りにも合併前のすり合わせが簡単にこのような形で改正提案されるということにつきまして少しその経緯をお伺いしたいなと、そういうことです。

○議長（後松一成君） 総務課長ですか、合併の方ですか。（「どちらでもいいです」の声あり）  
総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） それでは、私からご説明申し上げます。

この日当につきましては、千畑、六郷につきましては全廃しておりましたし、仙南については日当を支払っておったという経緯がございます。それについてこの日当をどうするかということで合併の中で分科会等で話し合ったわけですが、なかなか結論が出ないということで、それではどうするかということで 3 町村長にゆだねたという経緯がございます。その 3 町村の町村長さん方のお話の中ではなかなか決められないということで、それでは国で示されているとおりにした方がいいのではないかとということで、国の条例でいきますと半日当を支払うということになりましたのでそういう形になったという経緯でございます。そして、今回留保財源がないということで厳しいということで今回日当を全廃したということです。



○議長（後松一成君） いいですね。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 25号についてこれより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 25号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第 26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 10、議案第 26号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 議案第 26号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございます。条例本則で規定された事項に暫定措置を講じ、職員等の旅費について内国旅行における日当の支給を平成 19年 3月 31日まで停止するため提案するものであります。

議案資料集 3 ページに新旧対照表がついておりますのでそれをごらんになっていただきたいと思っております。新の方ですが、附則、施行期日、1 項、この条例は平成 16年 11月 1日から施行する。経過措置、2 項ですが、これはこのまま条文です。

3 項、「第 6 条、第 11条、第 13条、第 21条、第 25条、第 26条、第 28条、第 29号及び別表第 1 の規定にかかわらず、内国旅行についての日当は、平成 19年 3月 31日までの間支給しない」という

ことで、附則、この条例は平成 17年 4月 1日から施行するということで、第 6条から別表第 1までは内国旅行のことを書いておるものでございます。以上であります。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 26号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 26号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 26号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

ここで 2時 40分まで休憩いたします。

（午後 2時 31分）

---

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして、会議を続行いたします。

（午後 2時 40分）

---

議案第 27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 11、議案第 27号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 議案第27号でございます。美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては寒冷地手当の支給額、支給方法を改正するため提案するものであります。このことにつきましては3町村の平成16年の10月の基準日時点において国の方針が決まっておらなかったため従来どおり一括支給し、合併後、1年度支給分について検討することとし、今回の改正をお願いするものであります。

議案資料集の4ページの新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

寒冷地手当の支給額、支給方法の改正概要でございます。

1番の支給方法につきましては、基準日における一括支給を11月から翌年3月までの月額支給制に変更するというものでございます。従来、仙南、千畑は10月9日が基準日でありました。六郷は10月31日が基準日であったということです。今までの一括支給から月額の支給制に変わることとございます。

2の支給月額でございます。これは支給月額を平均4割強引き下げるというものでございます。これは世帯主で扶養親族のある職員は1万7,800円ということとございますが、これは平成20年度になればこの額をもらうということです。月額1万7,800円です。世帯主で扶養親族のある職員です。これを5カ月分掛けますと8万9,000円というふうになります。今現在支給されておる額は18万200円になります。ですから、平成20年度では8万9,000円ですので9万1,200円の減額ということになります。そういうことで3番目の激変緩和措置というものがとられるということとございます。18年から19年、20年にはこの額になると。その他の世帯主である職員は1万200円、これが月額ですから5カ月で5万1,000円、その他の職員は7,360円ですので5カ月で3万6,800円という数字になります。急にその数字にするというのは大変なこととございますので段階的に緩和措置をとっていくということをごに述べておるわけとございます。

改正前、改正後というのがございますが、改正前の2条関係がすべて26条にまとまったというふうにごに考えていただければいいわけとございます。そして、第27条は削除しているということとございます。

条例の別紙の方に戻っていただきますと、ここに事細かに書いておるのがそれとございます。

施行期日はこの条例は平成17年4月1日から施行するというごに、経過措置、この項から第4項までにおいて次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによごにということとここに書いてございます。これは1号が改正前の条例、2号が改正後の条例のことを言っています。3号が経過措置対象職員のことを言っています。これは平成16年10月9日から引き続き在職する

職員を言います。4号では旧算出規定ということを書いております。5号では基準世帯等区分というのがここに書かれております。6号がみなし寒冷地手当基礎額ということで書いてございますが、これは簡単に申し上げると、先ほど言いました扶養親族がある世帯主職員18万200円を5で割りますと3万6,040円になります。これがみなし寒冷地手当基礎額ということになりまして、それから下の表に平成17年11月から平成18年3月まで、これは17年度分ですけれども、寒冷地手当のみなし基礎額から1万円を引いた分、つまり2万6,040円が特例支給額という形になります。2万6,040円に5カ月を掛けると13万200円、これが17年度でもらえる分と、一つの例でございますが、そういうふうな形になるということをごこの3項の基準日のところに書いてあるのはそれでございます。

第4項については、先ほど仙南、千畑の場合は基準日が10月9日ございましたけれども、六郷の場合は10月31日が基準日になっております。そういう関係でそういうところは同じ10月9日と同じように町長が定めることにより、「前項」の規定の「前」が「全」になっていますが「前項」の基準に準じて寒冷地手当を支給すると、こういうことでございます。以上であります。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 寒冷地手当につきましては、現在、民間企業においても残そうとする方向にある中で提案されておりますけれども、これはあくまでも人勧の言いなりに沿って改定されたわけでしょうか。またこの地域の冬場の暖房費というのも地域の商店の消費の低下にもつながり、該当する方々の意見とか関係諸団体、公的な団体の方々の意見なんかも参考にされて決めたかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 最後のところ、だれの意見を聞いたと言いましたか、ちょっと教えてください。聞き漏れしましたので。最後のところ、だれかの意見を聞いたとかなんとか。

○5番（村田 薫君） 例えば農協とか、そういう関係する公共団体の実態も参考にしながら決めたということでしょうか、それとも単なる人勧の言いなりに沿って決定されたということでしょうか。

○総務課長（二藤誠祥君） 給料もそうですけれどもすべて国に準じてやっております。ですからほかの団体には一切関係ございません。国に準じて実施しているものでございます。

○議長（後松一成君） ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

24番。(「反対討論です」の声あり)

(24番 泉 美和子君 登壇)

○24番(泉 美和子君) 私はこの議案に反対の立場から討論いたします。

人勤に基づくとはいえ、平均4割強の寒冷地手当の引き下げは、このような当地のような積雪地に暮らす職員にとっては大きな影響を受けることだと思います。また民間に与える影響、そして地域経済に与える影響も大きいと思いますので、この議案には反対いたします。

○議長(後松一成君) ほかに反対討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 賛成討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) ただいま24番から反対討論ありましたので、これより採決いたしますが、採決は起立によって行いたいと思います。

本案を原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後松一成君) 起立多数と認めます。

よって、議案第27号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第12、議案第28号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 議案内容の説明を求めます。

○商工観光課長(小林宏和君) 議案第28号の提案理由をご説明申し上げます。

これにつきましては千畑カントリーパーク整備事業によりまして昨年 10月末に多目的運動広場、これは全面芝のサッカー場であります、これが完成しまして今春から供用開始ができることになっております。それにつきましてはの供用施設の追加と利用料金について一部条例の改正をするものでございます。

利用料金の設定につきましては、県内の全面芝サッカー場を有する市町村の条例を参考にしてございますが、今後の芝の保護、維持管理を考慮し、ある程度の負担をいただく金額を設定してございます。

次のページをお願いします。別紙でございます。

美郷町特定地区公園条例の一部を改正する条例（案）ということで、別表第 1、ここにはグラウンドゴルフ場、パーク・マレットゴルフ場、管理棟、シャワールームがございまして、これに運動施設といたしまして多目的運動広場を追加するものでございます。

続きまして、下の欄でございまして。別表第 2 ですが、ここにはグラウンドゴルフ場、パーク・マレットゴルフ場のスティック、ボールをうたっておりますが、ここには多目的運動広場、サッカーボールを追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。別表第 3 でございまして、これにつきましては多目的運動広場の文言を追加するものでございます。

その下の別表第 5 でございまして、右の表を見ていただきたいと思います。ここに多目的運動広場を追加するものでございます。これはサッカー場の半面使用、それから全面使用につきまして半日、1日、それぞれ中学生、一般団体の金額をうたっております。上から申し上げますと、中学生以下の団体 2,000円、一般が 3,000円、1日の場合、中学生が 3,000円、一般が 5,000円、それから全面使用の場合の半日、中学生は 3,000円、一般は 4,000円、それから1日、中学生以下の団体は 5,000円、一般の団体は 7,000円と表記してございます。

次のページ、第 6 表をお願いします。これにつきましてはスティック、ボールの使用料、単価をうたっておりますが、ここに多目的運動広場、サッカーボール 1 個当たり 100円を追加するものでございます。

附則といたしましてこの条例は平成 17年 4月 1日から施行するものでございます。

議案の資料集につきましては 7 ページから 13 ページまで、新旧対照表を載せておりますのでご参考にしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、武藤 威君。

○14番（武藤 威君） スポーツ振興のためにあの広場を使ってもらおうということでグラウンドゴルフからマレットゴルフ、今度は多目的運動広場、使ってもらって体力づくりに最高い場所ができたわけでございますけれども、ただ、特に多目的運動広場においては中学生以下の団体が2,000円、3,000円、5,000円ということで維持管理に金がかかるからある程度負担してほしいということのようですけれども、わかります。しかしながら、払うといえば親御さんが払うわけで、さっきも言いましたけれども、今は少子化でそういう子供たちのために仮にバスを利用するにしても業者に頼んだりして町のバスでは足りないということで積み立てなんかしながらやっておるわけで、よくわかる話が出るわけですが、今は子供1人しかいないけれどももう1人欲しいけれどもこのくらいになれば余り金がかかるもので我々の給料ではやっていけないという声があるわけでございます。先ほどみたいに根拠なんて言いませんけれども、サッカーやった後のシャワールームですけれども、たかが100円と答えてくれるかもしれませんが、恐らくつきものだと思います。先ほど言いましたけれども何から何まで負担してもらわなければならないというのは当たり前のことようになってしまったわけでございますけれども、しかしながら、せめて管理棟のシャワールーム、小学生以上から金を取ると、大人から取るのはいいとしても子供にとっては大金だし、親御さんも大変だということでそこらあたり、再度考えてもらえないものだろうかと思うわけですが、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 使用料につきましては、この公園全体的に旧条例におきましては大人200円、子供が100円という設定をしております。今回、美郷町の条例、新しくなったわけですが、ある程度、細分化し、美郷町内の特定地区公園の使用料と整合性を保つように設定してございます。

ただ、子供さんからお金を取るのはいかがかというご質問かと考えておりますが、いずれ公共料金的に子供さんの成長には欠かすことのできない運動施設であると考えております。その上で無料の施設もございます。ただし、専用に使う場合は安価と考えてございますが100円をいただきますながら維持管理に貢献していただくということも子供さんの段階から知っていただくことも大切かなと考えております。答えになっていないかもしれませんがよろしく申し上げます。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第28号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第28号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 美郷町特定地区公園条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第13 議案第29号 六郷町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の廃止についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 議案内容の説明を求めます。幼児教育課長。

○幼児教育課長(泉谷隆雄君) 提案理由でございますが、美郷町におきましては各園とも幼保一体合同保育を行い、運営形態を可能な限り統一、均衡を図ってまいりたい方針でございます。したがって、保育にかける幼児につきましては3地区、すべて保育園措置として保育をいたします。保育にかけない幼児につきましてはすべて幼稚園児として保育をいたします。

このようなことから六郷幼稚園で実施してきた預かり保育は特別存続する必要がないものと考え、平成17年3月31日をもって廃止するものでございます。

○議長(後松一成君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

泉 美和子君。

○24番(泉 美和子君) 保育にかけるかけないの説明でしたけれども、六郷で幼稚園であえてこういう制度を実施したという意義がまた保育園とは違う意義があったと思うんですが、その点はどのように認識なさっているのでしょうか。

○議長(後松一成君) 答弁、幼児教育課長。

○幼児教育課長(泉谷隆雄君) 大体3時半ごろが幼稚園児の帰宅する時間でございます。それ以



降も残って保育を受けなければならないということであれば、本来であれば保育園児となると考えられます。旧3地区の幼稚園の料金でございますが、千畑の場合は1万円というふうに明確に出しておりますけれども、仙南、六郷につきましては、仙南が4,500円、六郷が9,300円ということになっておりますが、臨時の徴収といいますか、そのほかに教材費とか仙南の場合には給食費を3,800円とか取られておりましたして実際の旧3町村の料金は大体1万円ぐらいに達しております。六郷の預かり保育の場合、今話した1万円にさらに2,000円をプラスして預かり保育を実施してきたという経緯でございます。これは土曜日は保育を受けられません。長期休みも保育を受けられません。今、廃止する理由の一つといたしましては、新しい保育園の料金が1万3,000円ちょっとでございます。六郷の1万2,000円と1,000円ちょっとしか差がないわけです。差はそれだけしかありませんけれども土曜日も預かりますし、それから長期休みのときも預かります。さらに給食もつきます。そういったことでサービスはむしろ向上しているという考え方からあえてこの預かり保育は実施する必要がないものと判断したから提案するものです。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君） 先日の協議会でも、また今の提案理由にもですが、本当に保育にかけるのであれば保育園にということは、もちろん、そこを聞けばそのとおりですが、六郷幼稚園でこの預かり保育を実施した背景といいますか、これは少子化対策、子育て支援の一環として実施し、本当に通常、普段保育にかけなくても、例えば自営業、農家の方など一時的に忙しいときにこの制度を利用して2,000円を払っても15人ですか、20人前後の方が利用していたという、こういうふうにご利用している方々にとってはその点で大変喜ばれていたということをお聞きしております。そういう方々にとってはこれはなくさなくてもいい制度だと思います。保育にかけるかかけないで言えばそのとおりなんですけれども、あえて幼稚園でこの預かり保育を実施したという意義はまた一つ違うことだと思うんですね。合併になって統一するといいますか、こういう特色あるものはぜひ私は残していくべきだと思いますが、だめですか。

○議長（後松一成君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 先般、六郷の幼稚園、保育園でも入園の説明会を実施しております。その際、このことも含めて説明をしておりますし、新しい料金のこと説明しております。特に説明会の段階では保護者からこのことに対して心配するようなご意見、質問などは出ておりませんでしたし、むしろ率先して保育園の方を選択するという向きになっているようです。

○議長（後松一成君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

32番、武藤 健君。（「反対です」の声あり）

（32番 武藤 健君 登壇）

○32番（武藤 健君） 私は反対の立場から討論いたします。

今回のこの条例を廃止しなければならない理由はないと考えます。父母の皆さんに喜ばれているのもので、各町村の特色的なよい部分は残すべきです、合併したからといって早急に統一しようとする中で機械的に廃止するべきではないと考えます。

○議長（後松一成君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） ただいま32番の武藤 健君から反対討論がありました。

これから採決に入りますが、採決は起立によって行いたいと思います。

本案を原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後松一成君） 起立多数です。

よって、議案第29号 六郷町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の廃止については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第14、議案第30号 町道の廃止についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 議案内容の説明を申し上げます。

初めに、位置でございますが、スーパージョイスの東側の町村の幹線道路がございます。その道路が国道13号線に交差するわけでございますが、その十字路から六郷小学校前線の幹線道路がこのたび整備されたと。これに伴いまして旧路線の馬場・白山線及び赤城線が分断されるということでございます。そのために今回、この路線を廃止するというものでございます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 30号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 30号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 30号 町道の廃止については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第 31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 15、議案第 31号 町道の認定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。一番最初の路線名でございます。南谷地 6号線でございます。旧六郷町のカントリーエレベーター前の幹線道路、この道路が西琴線という路線でございます。それが今回整備されたことに伴いまして終点側の方が分断されたと、こういうことで新たに認定路線とするものでございます。

それから白山 6号、赤城 11号、馬場赤城線、白山 7号線までの路線につきましては、議案 30号で先ほど述べました廃止 2路線が六郷小学校前線の道路の整備に分断されたと。このために新たに認定をするものでございます。

それから、旧仙南村の北飯詰 3号線と茨島 1号線については、改良工事、整備されたということで認定をお願いするものでございます。

なお、今回の認定をしていただく路線を含めると、総路線が 2,236路線ということになります。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 31号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 31号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31号 町道の認定については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 16、議案第 32号 町道の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 32号についてご説明申し上げます。

議案 30号で申し上げましたが、廃止された路線でございますが、今回、この変更路線の白山・畑屋線が議案第 31号でも申し上げたとおり、国道 13号線から六郷小学校前線の道路が改良整備された。これに伴いまして分断された旧路線の終点及び延長が変わったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 32号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 32号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 32号 町道の変更については原案のとおり決しました。

---

議案第 33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第 17、議案第 33号 市町界の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

○総務課長(二藤誠祥君) 議案第 33号 市町界の変更について、この提案理由を申し上げます。

県が事業主体となった担い手育成型県営圃場整備事業が施行されたことに伴い、従来の地形が変更され、境界が不明確となり整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、地方自治法第 7条第 5項の規定に基づき議会の議決を求めるとでございます。

別紙をお願いします。

面積増減、人口増減調及び選挙区移動調、1番の面積増減調では、(1)仙北郡美郷町から横手市に編入する区域の面積、1,066.09平方メートル、これは4筆分です。(2)の横手市から仙北郡美郷町に編入する区域の面積が1,066.08平方メートルでございます。(3)差し引き、横手市が0.01増、美郷町が0.0減でございます。(4)の変更前後の関係市町村の面積、これは横手市が、変更前が110.5平方キロメートル、変更後は110.5平方キロメートル、美郷町は167.80平方キロメートル、変更後は167.80平方キロメートルでございます。

2番目の人口増減調、これは人口異動なしでございます。

3番目の選挙区異動調、(1)美郷町から横手市に編入する区域、衆議院議員選挙区、異動なし、県議会議員選挙区、異動ありということでございます。仙北郡選挙区から横手市選挙区に変わるということでございます。(2)の横手市から仙北郡美郷町に編入する区域ということで、衆議院議員選挙区は異動なし、県議会議員選挙区が異動ありということで、横手市選挙区から仙

北郡選挙区に変わるということです。

次の境界変更調書、これは横手市に編入する区域が以下、ここに書いてある全部でございます。

それから美郷町に編入する区域はここに書いてある以下のとおりでございます。

以上、議決していただきますと、知事に申請するということになります。

資料では15ページから16ページ、17ページに明細図、変更調書がついてございます。後でごらんになっていただきたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第33号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第33号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 市町界の変更については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第18、議案第34号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（山内英世君） 提案理由については、平成17年3月22日から鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町を廃し、その区域をもって北秋田市とし、昭和町、飯田川町、天王町を廃し、その区域をもって潟上市とし、若美町を廃し、その区域を持って男鹿市とし、矢島町、岩城町、由利町、大内町、西目町、鳥海町、東由利町を廃し、その区域をもって由利本庄市とし、神岡町、西仙北町、

中仙町、協和町、太田町、南外村、仙北町を廃し、その区域をもって大仙市とし、稲川町、雄勝町、皆瀬村を廃し、その区域をもって湯沢市とし、それぞれ新設合併するため、秋田県町村土地開発公社を脱退することによる定款を変更するものであります。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第34号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第34号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款については原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時25分）

---

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして、続行いたします。

（午後 3時26分）

---

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第19 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 今現在、人権擁護委員であります高階氏が、5月31日をもって任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員として頑張っていたきたく推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第35号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第35号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

---

#### 議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第20、議案第36号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 提案理由でございますが、美郷町の簡易水道事業の円滑な推進を図るために提案するものでございます。

その内容でございますが、旧町村の水道施設整備事業に要しました起債の償還分、及び現在事業展開しておりますこれらの不足分について1億6,000万円以内の金額を一般会計から繰り入れていただくようお願いするものでございます。



○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 36号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 36号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって議案第 36号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第 37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 21、議案第 37号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 提案の理由でございます。美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため提案するものでございます。

その内容でございます。これまでの下水道事業に要しました起債の償還分及び現在継続中でありますこの事業の不足分を一般会計から 1 億 5,000万円以内の金額を繰り入れしていただくようお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 37号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 37号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって議案第 37号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

---

議案第 38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 22、議案第 38号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 提案理由を申し上げます。美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るために提案するものでございます。

内容でございます。これまでの旧町村の集排事業の敷設時の起債の償還分とあわせて円滑な事業運営を図るために不足額を一般会計から 1億 8,000万円以内の額を繰り入れしていただくようお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 38号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 38号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

---

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第23 議案第39号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 理由を申し上げます。工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

この事業は、国庫交付金事業でありまして、今回お願いする変更の内容でございますが、事業によりまして車庫移転がございました。その移転の敷地の部分と出入り部分が大きくなったといえますか、広がったわけでございます。その調整を図るために可変側溝の延長の増と、あわせて起終点の段差が生じてまいりました。それらを解消するために今回仮舗装工事としましてこれを施行するものでございます。これらの増額のために今回変更させていただくことになったことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第39号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第39号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

---

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第24、議案第40号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第40号の提案理由をご説明申し上げます。

旧仙南地域の後三年スキー場入口付近に県の観光客受け入れ推進支援事業によりましてバリアフリー対応の公衆トイレを設置してございます。施設の供用開始に伴い改正をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

美郷町公衆トイレ設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中の名称欄に「雁の里公衆トイレ」を加えまして位置欄に「美郷町飯詰字東西法寺159番地」を加えるものでございます。

この条例は附則といたしまして平成17年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第40号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第40号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第25 議案第41号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第3号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 補正内容の説明を求めます。1款から順次お願いいたします。

○総務課長（二藤誠祥君） それでは、説明したいと思います。6ページの第2表繰越明許費、これにつきましては年度内にその支出が終わらない見込みがあるものでございます。翌年度に繰り越すということでございまして、6款の農林水産業費1事業、それから8款土木費5事業、1億4,490万7,000円、10款教育費2事業、8,940万円、この分について繰越明許するものでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。これは追加分でございます。営農安定化資金利子補給事業ということで平成17年度から平成22年度まで66万9,000円、これを利子補給するということでございまして、これにつきましては平成16年、水稲不作による20件分の借り入れ分でございます。借り入れ先はJAの農業経営緊急支援資金を利用するものでございます。その分の利子補給でございます。

8ページの第4表でございます。地方債補正でございます。変更と廃止でございます。これは事業費の確定に伴うものでございます。ここに起債の目的、13起債がございますが、その限度額の変更並びに廃止でございます。廃止されたものは上から4番目の経営体育成基盤整備事業債、これが廃止になっておりまして180万円減でございます。そのほか全部合わせますと1億3,370万円が変更で増額となっております。これにつきましては後ほど17ページの歳入、町債でも説明したいと思います。

○税務課長（深澤章一君） 歳入のご説明を申し上げます。1ページになります。

1款1項1目個人の現年課税分でございます。1,000万円の増額補正でございます。これは主に給与所得者の収入下落率が当初見込みより思ったほど低下しなかったことが要因でございます。

2目の法人の現年課税分でございます。2,000万円の増額補正でございます。これは法人税割分でございますけれども、16年はオリンピックの年でありましてガラス、レンズ関係の関連会社の収益が上がる傾向にありまして本町にあります企業もこの影響を受けまして、このうち3法人で約2,000万円の増収がございました。

2項固定資産税1目現年課税分でございます。900万円の増額補正でございます。これは主に償却資産の下落率が当初見込みより思ったほど低下しなかったことが要因でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 地方交付税についてご説明申し上げます。さきの国会で平成16年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律が成立しまして、普通交付税1,19万円が追加交付されました。また、特別交付税につきましては町村合併に伴う支援措置として追加交付されました3億4,500万円を増額補正するものでございます。

○農政課長（深澤 廣君） 10款1項1目農林水産業費分担金ですが、これは事業費の確定に伴う減額補正です。上深井地区は圃場整備、本堂城回地区は地形図等の作成に要する経費です。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 12ページ、1目1節児童福祉費負担金1,000円の減額でございますが、これは学校健康会の負担金で実績による減額でございます。

4節保育料負担金でございますが、これにつきましては途中入園の児童もございますので、そういう関係で実績による増額でございます。

○農政課長（深澤 廣君） 農林水産業費負担金でございますが、6ページをごらんいただきたいと思えます。6ページ、繰越明許費の一番上ですが、この事業は旧千畑町千屋地区の排水路の改修工事です。12月に事業費2,350万円として補正の議決をいただいた事業でございますが、定例議会のころに県から1,500万円の補助をもらって800万円の地元負担ということでトータル2,300万円で事業をする予定でしたが、12月ごろになりまして県から補助金を減額してほしいという要望がありまして工事費の総額で約1,000万円ほど減額を余儀なくされております。その1,000万円について今回補正をお願いしてございます。

12ページに戻っていただきたいと思えます。今ご説明しました排水路工事のこれは受益者負担分の減額でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 5目商工費負担金でございますが、これは太田町との合同看板の工事費が確定したための減額でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 10款1項3目衛生使用料でございます。補正額が3万2,000円でございます。葬場使用料、これにつきましては実績見込みによる増額補正でございます。

○建設課長（照井一夫君） 6目2節でございます。これは東北電力柱の使用料が入ったものでご

ざいます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 7目1節幼稚園使用料でございますが、これは当初あるいは途中から保育園の方にかわってしまう児童がございますのでそういった関係での減額補正でございます。

○社会教育課長（小松 清君） 3節の体育館使用料であります。仙南総合体育館リリオスの使用料でありますけれども、11月からオープンしてはいますがけれども当初予定したより有料の利用者増加が見込まれたものであります。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2項1目総務手数料でございます。補正額が23万7,000円の減額でございます。1節戸籍手数料、これにつきましては149万9,000円の減額でございます。組み替えによる減額補正でございます。

2節住民票手数料でございます。こちらにつきましては126万2,000円の増額でございます。内訳につきましては戸籍等の謄本等の交付手数料の組み替え、それから閲覧の手数料の組み替え、それから実績によるトータルでは減額補正になってございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 13ページです。1款1項1目民生費国庫負担金の2節は支援費利用者の減による減額補正でございます。

4節は児童手当の支給費の精算による減額補正でございます。

2項1目民生費国庫補助金で、これも支援費の利用者の減による減額補正でございます。

○建設課長（照井一夫君） 1款2項2目2節でございます。これは合併浄化槽の確定でございます。

5目3節、これも住宅の家賃収入でございます。これも額の確定によるものでございます。

4節でございます。これは塚住宅、これは旧千畑町でございますが、1年、18年分の交付金の補助事業が一括で繰り上げ交付になったものでございます。

○学務課長（飛澤明則君） 6目教育費国庫補助金でございます。1節について668万7,000円の増額でございます。これにつきましては仙南東小学校、仙南西小学校の耐震補強工事の事業費の部分の3分の1に相当する分が補助金でございます。

2節中学校費補助金については2,64万7,000円、これにつきましては六郷中学校の耐震補強工事にかかわる事業費分でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 同じく3節幼稚園費補助金でございますが、これは生保非課税世帯に対する就園奨励費の補助金でございます。国から3分の1来る補助金でございます。該当者は16名でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 7目総務国庫補助金についてご説明申し上げます。2節の総務費補助金、これは1,700万円の増額をお願いしてございます。これは市町村合併推進体制整備費補助金1億700万円が確定となりました。そのため12月補正では9,000万円で計上してありましたけれども残りの差し引き1,700万円、これを増額計上したものでございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 14ページでございます。1款1項1目の民生費県負担金で支援費利用者の減による減額補正でございます。

4節は児童手当の支給費の精算による減額補正でございます。

○企画課長（山内英世君） 2項県補助金ですが、これにつきましては生活路線バスの維持費補助金でございます。これにつきましては六郷の方での予算措置がなされていないものでございますのでその分が主なものでございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 同じく2目民生費県補助金です。2節は障害者支援費の利用者の減による減額補正をしております。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4節児童福祉費補助金でございます。ここではほとんどが保育園の運営にかかわる各種補助金でございます。実績による補正でございます。

○建設課長（照井一夫君） 3目3節でございます。合併浄化槽県補助でございますが、額の確定でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 4目労働費県補助金でございますが、これも出稼ぎ援護補助事業の確定によりまして減額したものでございます。

○農政課長（深澤 廣君） 5目1節ですが、上から三つは事業費の確定による減額です。

四つ目のファーマーズマーケット事業費ですが、これは合併前に既に歳入歳出とも済んでおり新町に持ち込むべき予算でありませんでしたので減額するものです。

3節ですが、これも事業費の確定による減額です。二つ目の655万円の減額ですが、先ほどご説明した千屋地区の排水路の工事費に対する県の減額分です。

5節松くい虫防除対策事業費ですが、これは補助額の確定による減額です。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 8目3節でございますが、これも実績により確定した補正でございます。

○町長公室長（小原正彦君） 3項1目4節統計調査費委託金でございます。こちらは農林業センサス調査の委託金追加交付による計上でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 同じ5目5節選挙費委託金でございます。これにつきましては知事選挙費の委託金の確定による減額でございます。



○農政課長（深澤 廣君） 次の農村整備費委託金ですが、これは上深井地区の圃場整備事業が完了したことに伴う補正でございます。

14款2項1目不動産売払収入 1,700万円ですが、これは道の駅の用地を国土交通省に売却した金額です。面積は 1,50平方メートルです。

次の生産物売り払い収入ですが、当初 500万円ほど見込んでございましたが、なぜかことは売れ行きが悪く半分の 250万円を見込んでございます。きのう、議員の方からご指摘を受けましたが、ここでお話しさせていただきたいんですが、売り上げ減として考えられるのは、まず 150円だったのが 250円に値上げになったこと。また、近隣の町村にありますホームセンター等でも手ごろな価格で堆肥が販売されていること、このようなことが考えられると思います。一つ救いはございますが、春先に一番よく堆肥が売れるんだそうです。そのような意味で今から雪が消えたらもらいに行くからとっておいてくれという要望が入っているんだそうです。きのうもご指摘を受けましたが、今後は販促に力を入れていきたいと思います。

○農業委員会事務局長（出雲征夫君） 16ページ、14款4項2目1節であります。これは額の決定による減額補正であります。

○学務課長（飛澤明則君） 5項4目給食事業収入でございます。ここでは 53万円の減額でございます。一つ目には学校給食費の受け入れ金として 52万 8,000円、これにつきましては給食回数減、あるいは当初予算で1カ月分の過剰分が判明したということから減額するものでございますし、それから保育園職員等の給食代、ここで 8万 6,000円の減額です。また幼稚園分の給食代も 1万 6,000円の減額です。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 5目の過年度収入で福祉保健課関係を申し上げます。平成15年度、老人保健事業の国庫負担金の過年度分 72万 4,000円ほど計上しております。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 残りの部分でございますが、これは保育所運営費にかかわる国・県の前年分の精算収入でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 6目雑入でございます。これにつきましては 648万 5,000円の雑入があります。これについてはそれぞれ確定分、精算分でございます。

18款町債でございますが、すべて町債、事業確定によるものでございまして、先ほど 8ページの地方債補正で説明した分でございます。1億 3,370万円、この分でございます。

歳出、1款議会費からご説明申し上げます。議会費につきましては 163万 6,000円の減額ということで議会費精査によるものでございます。

2款総務費1項総務管理費の一般管理費でございますが、トータルで 3,102万 9,000円の減額

でございます。これは助役、収入役不在による経費、それから合併記念式典の経費、それから委託料及び負担金の精査による減額補正ということでございます。よろしく願いいたします。

○町長公室長（小原正彦君） 一般管理費のうちの町長公室分についてご説明申し上げます。

8節の報償費のうち合併記念式典関係、記念品の実績、それから講師謝金等々の実績によりまして170万円の減額になってございます。

10節の交際費でございます。こちらは実績による減額でございます。

12節、町の木、花、鳥、魚、応募はがきの通信運搬費等々の減額でございます。

2目文書広報費でございますが、8節の報償費でございます。こちらは寄稿謝礼、実績による減額でございます。

○出納室長（大澤 薫君） 3目の会計管理費でございますが、これも実績による減額でございます。この中で14節の財務システム借上料の全額減額ですが、これにつきましては旧六郷町の財務システムについて出納閉鎖の5月まで使わなければだめだということで借上料を計上しておりましたが、買い取りしますと安くあがるということで今回は減額しております。それで、買い取りの金額ですが3万4,650円ということで備品購入費で買っております。

○総合サービス課長（中野 弘君） 4目財産管理費でございます。これは千畑庁舎に関する部分でございます。1節の需用費、これは26万8,000円の増でございます。これは千畑庁舎の暖房の燃料費が不足だということの増額の補正でございます。

13節委託料でございますが、構内の交換機設備保守委託料ということで11万円の減でございます。これは電話の交換機でございますが、合併後、IP電話が導入になったということでもともと千畑庁舎にありました電話機の交換機が要らなくなったということで10月分までの委託料で、あとは不用額ということで減額でございます。

松くい虫の防除業務委託料ですが、これは千畑庁舎の周りにあります松の防除でございます。これも請負差額分がございましたので15万4,000円の減額でございます。

○企画課長（山内英世君） 5目企画費でございますが79万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては精査の結果、減額するものでございます。

1節の印刷製本費でございますが、これは旧千畑の閉町記念誌の印刷代の請負差額でございます。

委託費でございますけれども、これにつきましては乗合タクシー運行の委託料の実績による減額でございます。

工事請負費の32万3,000円の減額でございますが、これは雁の里の工事の実績による請け負

い差額の減額でございます。

19節の生活バス路線等維持補助金につきましては 414万 7,000円の補正をお願いするものでございますが、これにつきましては六郷の部分のものが当初予算に上がっておりませんのでそれが主な金額でございます。ちなみに県単独分の7路線、それから町単独の3路線、それから国補助でございますけれども、これにつきましては全体を見ますと市町村負担分が 1,45万 5,000円になります。うち県補助が 139万 7,000円というふうになっております。

6目電子計算費でございますが 28万 7,000円の減額補正でございますが、これは精査による減額でございます。施設使用料等々、これにつきましてはすべて精査の結果の減額でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 12目合併管理費でございます。これは市町村合併推進体制整備費補助金の増額に伴う補正でございます。11、13、15の分については請け差でございます。

18の備品購入費でございますけれども、庁用器具費、ここでは 1,053万 1,000円をお願いしてございます。中身につきましては庁用車の更新3台分、それから行事関係備品ということで産業文化祭等で使用する備品がそれでございます。それから、機械器具費、ここでは 159万 5,000円の減額、これは事務用パソコンの請け差でございます。それから機材購入費は 1,655万 4,000円をお願いしてございますが、この中身につきましては六郷小学校、六郷東根小学校、六郷中学校のパソコンを購入するための費用でございます。下の被服購入費、これは消防用制服等の請け差でございます。

27の公課費は自動車3台分の重量税でございます。

○税務課長（深澤章一君） 22ページになります。2項1目税務総務費でございますけれども、時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。

2目賦課徴収費でございます。委託料で 331万 8,000円の減額補正でございます。この業務委託は土地の異動処理業務に対しまして旧六郷町が行っておりまして、合併前においては事業効果があったものでございますけれども旧千畑、旧仙南で導入しております地籍土地情報システムとの互換性がなく、合併後、単独でこのシステムを維持管理していても利用価値が低いんじゃないかということで減額するものでございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額が 185万 6,000円の減額でございます。委託料、使用料及び賃借料、これらにつきましては実績見込みによる減額でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 4項選挙費でございます。ここの1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費、これにつきましては合併に伴い精査した結果、減額33万 7,000円、それから1万 9,000円

でございます。

3 目町長選挙費、これにつきましては実績に伴う 358万 6,000円の減額でございます。

4 目の秋田県知事選挙費でございます。これにつきましても合併に伴い経費節減した結果、35万 5,000円の減額でございます。ここでただ一つだけお話ししておきたいのは、1節委託料でございます。ここで電算設備保守点検委託料ということで 105万円が計上されてございます。これはこの後、知事選挙が行われる際に電算により期日前投票をネットワーク化したいということでその対応をしたいということでございます。

○町長公室長（小原正彦君） 5 項 2 目の指定統計費でございます。こちらは農林業センサ等々の統計調査による実績によります調整と委託経費増によります調整でございます。補正額 8万 1,000円でございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 1 節は利用者の減による減額補正でございます。1 節は事業の精査による減額補正です。2 0 節は支援費の利用者の減による減額補正でございます。

3 目は高齢者福祉で、8 節は長寿祝い金で該当者の転出や死亡等による減額補正です。

1 8 節は徘徊高齢者の確認発信機の購入であったが、今のところ、完全な発信機がなかったので減額補正といたしました。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 2 項 1 目でございます。4 節、7 節でございますが、これは学童保育指導員の人件費の実績による減額補正でございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 2 目は児童措置費で児童手当の精査による減額補正でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4 目でございますが、4 節、7 節につきましては臨時保育士等の賃金の実績による減額補正でございます。幼保一体運営ということで臨時職員を効率よく配置したことによります減額でございます。

8 節でございますが、出産祝い金 5 人分でございます。

1 1 節、1 2 節につきましては実績による減額でございます。

1 3 節は広域入所等、実績による補正でございます。

次のページをお願いします。1 4 節でございますが、これも実績による減額補正です。

1 6 節も同じです。

1 8 節につきましては、宝くじ助成の備品購入ということで六郷保育園では教材費の購入、施設用備品はもとだて児童館での施設用備品購入でございます。

1 9 節、2 0 節につきましては実績による減額でございます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 4款1項2目の予防費です。13節の委託料は検診事業の実績による減額補正でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3目の環境衛生費でございます。38万1,000円の減額補正でございます。

12節、13節、16節につきましては実績見込みによる減額でございます。

19節につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、不足が見込まれるための増額補正でございます。

2ページをお願いいたします。2項1目の清掃費でございます。補正額が80万円の減額補正でございます。12節、13節、19節、いずれも実績見込みによる減額補正でございます。

○建設課長（照井一夫君） 4款3項1目28節でございます。これはこの後、特別会計の簡易水道で出てきますが、精査によります減額でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 5款1項1目労働諸費でございますが、これは出稼ぎ援護事業の実績による減でございます。

○農業委員会事務局長（出雲征夫君） 28ページ、6款1項1目農業委員会費であります。これは精査による減額補正であります。

○農政課長（深澤 廣君） 2目農業総務費ですが、人件費ですので省略させていただきます。

3目農業振興費ですが、今後、支払い見込みがないもの、また事業費が確定したために減額するものです。

3節の職員手当と時間外勤務手当ですが、きのうから17年度対策として集落座談会を実施しております。夜間に開催しておりますので職員の時間外手当です。

4目畜産業費ですが、合併前に既に歳入歳出ともに済んでおりましたので不用ということで減額しております。

5目農村整備費ですが、これも今後、支払い見込みのないもの、また事業費の確定に伴うもので減額しております。

○税務課長（深澤章一君） 31ページになります。6目の国土調査費でございます。一部予算の組みかえのほか、7節、9節、13節とも事業費確定見込みにより169万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤 廣君） 2項1目林業費ですが、13節委託料、これは今後、支払い見込みがないために減額するものです。

19節で5,000円の減額ですが、これも合併前に既に処理が進んでおりまして新町に持ち込むも

のではありませんでした。

- 商工観光課長（小林宏和君） 7款1項2目商工振興費でございますが、これは融資実績による保証料補給補助金の減となっております。

3目の観光費でございますが、これは千畑温泉は従来、地下水を利用してございましたが、先般、簡易水道に切りかえしてございます。1月から1月までに予想を超える量がございまして今回水道代を補正するものでございます。

- 建設課長（照井一夫君） 8款1項1目でございます。1節、19節につきましては精査によるものでございます。

2項1目でございます。これも同じく精査によるものでございます。

2目でございます。これもすべて精査によるものでございます。

3目でございます。これは職員手当、また賃金、需用費、それから1節の委託料、これらが精査によりまして減額となっておりますが、1節、17節が増額となっております。これは大荒田・高田線の改良工事、並びに大坂・善知鳥・外川原線の用地買収、これらに振りかえるものでございます。

34ページでございます。4目でございます。これは精査によるものでございます。

3項1目でございます。これも同じく精査によるものでございます。

- 企画課長（山内英世君） 4項1目都市計画総務費、旅費でございますが、実績見込みによる減額でございます。

- 社会教育課長（小松 清君） 2目都市公園費、1節から19節までは仙南総合体育館リリオスの燃料費のほか、維持管理費の実績見込みによる減額であります。

19節は国体開催事業負担金の精算による減額であります。

- 建設課長（照井一夫君） 8款5項1目下水道費でございます。これも浄化槽の減額でございます。交付金が確定となっております。

2節でございますが、これも減額でございます。繰出金が減額となっております。

6項1目でございます。これも精査によるものでございます。

- 住民生活課長（鈴木四郎君） 9款1項の常備消防費でございます。19節負担金補助及び交付金、補正額が6,496万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては合併前に広域消防の方の負担金の支払いが完了しているということで減額補正をお願いするものでございます。

2目非常備消防費でございます。こちらにつきましては報酬98万円の減額でございます。年報酬等の見直し等によりまして減額になってございます。

3節職員手当の時間外勤務手当でございます。こちらにつきましては不足が見込まれるために補正をお願いするものでございます。

3目の消防施設費でございます。補正額が35万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては工事の完了に伴いまして減額補正するものでございます。

1節につきましては基数の減による補助負担金の減額による補正でございます。

○学務課長（飛澤明則君） 10款1項2目事務局費、36ページでございます。2節から4節までは人件費関係で省略させていただきます。

14節はコピー、事務機を精査した結果でございます。

4目外国青年招致費では2節給料、これは外国指導助手給料でございます。これは精査の結果でございます。

9節旅費についても精査の結果でございます。

2項1目学校管理費でございます。ここでは7節については臨時公務員の賃金の実績等の結果から予想される減額でございます。

1節需用費については修繕料でございますけれども、六郷東根小学校の特学教室の間仕切りに要する修繕でございます。

13節は6万1,000円の減額でございますけれども、仙南東小、西小の設計監理委託料として18万円を計上させていただいております。

それから下の校舎耐震診断委託料として5万8,000円が請負差額として減額になってございます。

14節は精査の結果でございます。

15節の工事請負費1,51万3,000円でございますけれども、これについては仙南東小学校と仙南西小学校の耐震補強工事分として1,438万8,000円分と、六郷小学校の保健室に4月から障害を持つ子供が入学するという事でシャワーとトイレを設置するというようなことでございます。

なお、耐震補強工事につきましては、皆様方のお手元に補正予算の資料を提出してございますのでお目通し願いたいと思います。

2目教育振興費でございます。これにつきましては8節、20節とも精査した結果による減額でございます。

3項1目学校管理費でございます。ここでは8節から9節までは精査の結果でございます。

1節の需用費5万9,000円の増額をお願いしてございますが、これは六中コンピューター室の配線工事をするための修繕でございます。

15節の工事請負費でございますが、ここで 7,426万 6,000円の増額補正をお願いしてございますが、これにつきましても皆様の補正予算の資料3番をお目通し願いたいと思います。

2目教育振興費でございます。ここでは19節と20節、それぞれ精査した結果の減額でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4項1目幼稚園費でございます。7、8、9節につきましては実績による減額補正でございます。

1節につきましては今後、不足が見込まれるための増額補正、印刷製本費の増額補正でございます。

12、14節につきましては実績による減額補正でございます。

○社会教育課長（小松 清君） 5項1目社会教育総務費で3節の時間外勤務手当のほかは実績見込みによる減額補正であります。時間外勤務手当については町民が参加しやすい休みの日に事業が実施されており、職員においては振りかえで勤務に対応しておりますけれども、振りかえできない部分の不足が見込まれるものであります。

2目公民館費であります。ほとんどが実績見込みによる減額が主ですけれども、1節の修繕料は仙南公民館のエアコンのコンプレッサー1台の修繕料であります。

18節の庁用器具費は仙南公民館の使用料収納のレジスターを更新するものであります。

3目図書館費も18節のほかは実績見込みによる減額補正でございます。18節は図書購入費のほか庁用器具として卓台読書器、視聴覚ブース等の購入経費であります。この歳入は全額県市町村振興協会からの交付金であります。

4目文化財保護費、次のページになります。遺跡発掘調査等の精算見込みによる減額補正でございます。

1節の土地購入費については16年度、本堂城跡 673平方メートルの購入を予定しておりましたが、112平方メートル分は相続等の関係で購入できなかったものであります。

6項1目の保健体育総務費であります。これも3節の時間外勤務手当のほかは実績見込みによる減額補正であります。

2目保健体育施設費であります。これも精算見込みによる減額補正でありますけれども、1節の光熱水費、減額が多いわけですけれども、当初予算計上するときに旧町の当初予算をそのまま計上したものがありますして大きく減額になっております。

15節については格技場建設の請負差額であります。

19節のスポーツ振興事業団の補助金の減額については、事業団の職員が10月末に1人退職して



おります。その関係で返還になるということでの減額であります。

○学務課長（飛澤明則君） 3目学校給食費でございます。11節の需用費のところでは11万1,000円の減額でございます。これは学校行事等の開催によりまして給食の回数が減ということで減額でございます。

また、12節の役務費でございますが、ここではそれぞれの精査した結果の減額でございます。

次の42ページでございますが、1節使用料及び賃借料でございます。これにつきましても節水はもちろんでございますが、精査した結果の減が見込まれるということで減額をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤 廣君） 1款1項1目の工事請負費ですが、災害復旧工事費に請け差が出ましたので減額するものです。

○建設課長（照井一夫君） 同じく2項1目でございます。これは馬場・上飛沢線の道路災害、それから小田野沢河川災害、これらの額の確定でございます。

○総務課長（二藤誠祥君） 1款の公債費でございます。さきの国会で平成16年度第1次補正予算が成立したわけでございますけれども、その際、平成13年度第2補正により貸し付けてを決定されましたN T Tの株式売り払い収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特例措置法に該当する事業に要する費用に充てられた無利子貸付金について繰り上げ償還2件分をお願いするものであります。1件分は旧千畑町の公営住宅建設事業分、それから二つ目は旧仙南村の合併浄化槽導入事業分、この分が該当し、この分の繰り上げ償還及び償還元金の不足分を増額計上しております。3,600万円でございます。

1款の予備費、これにつきましては歳入歳出調整措置した結果、8億1,862万円の増額計上したものであります。以上であります。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

一般会計についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番、熊谷良夫君。

○21番（熊谷良夫君） 37ページ、中学校費の学校管理費ですけれども、15節工事請負費、これは耐震診断の結果の工事ということでこの間も説明を受けましたけれども、現在の六郷中学校、第一体育館、閉鎖になっておりますけれども、その経緯、これからどうするのかということをご説明お願いしたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁、学務課長。

○学務課長（飛澤明則君） 中学校の体育館ですけれども、これにつきましては確かに議員ご指摘

のとおり、今、閉鎖されてございます。実は耐震診断の判定の結果で非常に危険だということを示されたわけで、それについては私ども学務課としては早急に対策を講じたいというふうなことになるわけでございますが、何せいろいろな諸問題がございまして、今のところは隣のアスパルを利用させていただいているというような現状でございます。

○議長（後松一成君） 2番。

○21番（熊谷良夫君） 実は旧六郷町分で本当は六郷町のうちに直しておかなきゃいけない非常に古い校舎で非常にしゃべりにくいことですが、アスパルはアスパルで総合体育館ということで全町民が利用する体育館ということで休みになるとほとんど大会などがあって、中学校の体育館というにはなかなか占有できないものでありますので、第一体育館、使用頻度も高くなっておりますので何か方法を考えていただくようなことができないものなのでしょうか、再度お願いします。

○議長（後松一成君） 学務課長。

○学務課長（飛澤明則君） 確かにつくらなければできないわけでございます。これが正直なところでございます。したがって、できるだけ早く設置できるように私どもとしては町長部局の方をお願いしながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） この問題については、確かに耐震調査の結果、強度が足りないという話があって学校の方で子供の安全性を考えて使用させないというふうな判断をし、それに対して町として子供の授業に支障が出ないように隣にある渡り廊下でつないであるアスパルを効率的に使うというふうなことで今現在、対応しています。いずれ中学校が持つ体育館については検討しなきゃいけないわけですが、今、六郷中学校が所有している六郷中学校の体育館が耐震補強調査ということで対応することが是か否かということを経済的に検討した上で体育館をどうするのかということを経済的に結論出さないといけないわけでありまして、時間がない中で直ちに将来を踏まえての将来を見越しての対応をすぐせいというふうな方向性は、今直ちには出せない。若干の検討時間を要しながら耐震調査に基づく補強工事が妥当なのか否かということを経済的に検討しないといけないということで、暫定的にまずはアスパルを利用してもらっているというふうな状況ですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

36番、佐藤倉一君。

○36番（佐藤倉一君） 先ほど農政課長から今の生産調整に対する説明会の件で今回から夜間や

っておるということで非常にご苦労さまでございます。ただ、出席できないような方から私のところに恐らく資料が出るはずだからそういう資料をもらうことができないだろうかというようなお話がございましたので、せんだって、農協の営農課に行ったときに聞いたところ、町のことだかちょっとわからないというようなことでございましたので、出席できない全戸に資料がございましたら配布方をお願いしたいと、こういうふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） 座談会の資料につきましては農家全戸分に配布するだけ準備してございます。座談会に出席できなくてその日、もらえない方は後日、推進委員を通じて全戸にお届する手はずになっております。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 41号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 41号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 41号 平成 16年度美郷町一般会計補正予算第 3号については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第 4 2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第 26、議案第 42号 平成 16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2号について上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 説明申し上げます。初めに9ページの歳出から説明申し上げます。

3款1項1目1節でございますが、これは光熱費、いわゆる施設の電気料の精査でございます。

12節、これは切手等の減額でございます。

13、18、19節、これらはすべて実績によるものでございます。

2項1目でございます。これも精査によるものでございます。

10ページでございます。

1款3項1目でございます。これは黒沢地区の簡易水道事業費でございます。これらも今回精査されたものでございます。

2目でございます。これは六郷東部簡易水道事業費、これらも今回設計監理委託料、それらを含めまして精査されたものがございます。

4項1目でございます。施設の改良費でございます。これも千畑中央地区の整備改良工事、これらが精査されたものでございます。

2款1項2目利子でございます。これは償還金利子でございます。これは旧六郷分でございます。これも減額となっております。

3款1項1目予備費、46万2,000円を増額してございます。

4款1項1目25節でございますが、700万円を積み立てするものでございます。

もとに戻りまして6ページでございます。歳入でございます。

分担金でございます。36万4,000円を減額してございます。9件の減でございます。

2項1目でございます。これは当初12基の消火栓の設置を見てございましたが、6基になったということで6基の減でございます。その金額が281万1,000円でございます。

2款1項1目でございます。これは1,992万円を増額してございます。水道の使用料、それらとともに新町予算時の余剰金の調整が入ってございます。

5款1項1目でございます。これは一般会計からの繰入金でございますが、減額とさせていただきます。3,068万円でございます。

6款3項2目でございます。68万9,000円を増額してございます。これは県道川西六郷線の移設の補償でございます。

7款1項1目でございます。千畑中央地区の事業債の実績によるものでございます。減額となっております。

今回の補正によりまして歳入歳出4億9,735万9,000円としたものでございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

43番、飛澤龍右工門君。

○43番（飛澤龍右工門君） 今、歳入のところで2項1目負担金についてですけれども、消火栓の12基予定のものが6基に減になったということはどういうわけで減になったか教えてください。

○議長（後松一成君） 答弁、建設課長。

○建設課長（照井一夫君） これは六郷東部地区の工事でございます。当初考えていました延長が2,376メートルでございました。資材の高騰といいますか、そのために延長が減となったということでございます。1,371メートルに減になってございます。そのためです。

○議長（後松一成君） 43番。

○43番（飛澤龍右工門君） せっかくの予定でございますけれども、消火栓を設けることによって地域住民が安全な生活がおくれるわけでございますけれども、その減に対しての安全性はどんなものでしょうか、大丈夫なものか。せっかくこういう予定をしているところでございますのでそこら辺をお願いします。

○議長（後松一成君） 答弁、建設課長。

○建設課長（照井一夫君） つける以上はそういう大丈夫というお墨つきの中で設置するということであるわけです。本管が200ミリ、そのぐらいなければ稼働しないといいますが……。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 私の方から消防の関係もございますので私が今現在、わかる範囲で説明したいと思います。

六郷地区においては東部関係の水道の工事が行われております。これにつきましては配管をいれかえるということに伴いまして消火栓を新たに配管が変わった部分の区間について新設していくように私は聞いてございます。ただいま課長の方から延長が短くなったということですので基数もそれなりに少なくなっていると、そういうふうに私は認識しております。今後、事業が延長していく段階で、今12基が6基ということになっておりましたけれども6基の部分についてもこれから設置がされるものと思われまます。

○議長（後松一成君） それまで安全でないということなのか。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 水道の配管の口径等も住宅の戸数とか、そういう関係で口径等も違ってくると思われまます。それに合わせて消火栓も設置されるわけですけれども、まだ延長の延びていない部分については、危険だとかということのとらえ方でなくて今まで設置されてございますのでその部分については十分対応されておると私は確信してございます。

○議長（後松一成君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第42号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第42号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第27、議案第43号 平成16年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 議案内容の説明を求めます。

○建設課長(照井一夫君) それでは、下水道事業の歳入歳出を説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款2項1目でございます。これは事務機のパソコンのリース料でございます。これが6万9,000円減額となっております。精査によるものです。

3項1目でございます。これは大曲下水道建設事業費の負担金が精査されたものでございます。それから2款1項2目でございます。これは起債償還によります精査によって減額となっております。

7ページをお開き願います。

1款2項1目でございます。これは負担金の増となっております。99万9,000円でございます。

2款1項1目でございます。これは使用料を調整したものでございます。

4款1項1目でございます。これは一般会計の繰入金を減額してでございます。703万9,000円でございます。

6款1項1目でございます。50万円を減額してでございます。これは秋田湾、雄物川流域の大曲地区の処理区の人口減によります事業計画の見直し、これによりまして負担金の変更によるものです。

今回の補正によりまして合計が2億3,176万2,000円となったものでございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりましたが、ここで本日の予定した日程の審議が終わっておりませんので、時間を5時半まで延長いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第43号についてこれより採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成16年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり決しました。

---

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第28、議案第44号 平成16年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。

○建設課長（照井一夫君） 農業集落排水事業の歳入歳出の説明を申し上げます。6ページでございます。

1款1項1目でございます。150万9,000円を減額してございます。すべて精査によるものでございます。

1款2項1目でございます。これも精査によるものでございます。30万9,000円を減額してございます。

3項1目でございます。これも水道の工事の請け差でございます。20万円を減額してございます。

2款1項1目でございます。これは財源の補正でございます。

5ページをお開き願います。

2款1項1目でございます。実績によります集落排水の使用料でございます。300万円を増額してございます。

4款1項1目1節でございます。これは一般会計からの繰入金精査によるものでございます。48万8,000円を減額してございます。

5款3項1目でございます。これは県道の拡幅移転補償でございます。これを20万円減額してございます。

今回の補正によりまして歳入歳出の合計が1億2,230万円となっております。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第44号についてこれより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第44号について原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成16年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり決しました。



---

散会の宣告

○議長（後松一成君） 本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時02分）

